

明日の高知・まちづくり

高知県都市計画マスタープラン

高知県 土木部 都市計画課

< 目 次 >

| | | | |
|-------------------------|--------|--------------------|--------|
| § 1 都市計画について | | § 3 圏域の将来方向 | |
| 1.都市計画マスタープランとは | ... 1 | 1.東部広域 | |
| 2.マスタープランの役割 | ... 2 | (1)現況と課題 | ... 42 |
| | | (2)圏域の将来像 | ... 42 |
| | | (3)都市づくりの方針 | ... 43 |
| § 2 都市づくりの方針 | | 2.中央広域 | |
| 1.高知県の現状 | | (1)現況と課題 | ... 45 |
| (1)地勢 | ... 4 | (2)圏域の将来像 | ... 45 |
| (2)人口 | ... 6 | (3)都市づくりの方針 | ... 46 |
| (3)産業 | ... 8 | 3.西部広域 | |
| (4)生活環境 | ... 10 | (1)現況と課題 | ... 48 |
| (5)災害 | ... 12 | (2)圏域の将来像 | ... 48 |
| (6)都市計画 | ... 14 | (3)都市づくりの方針 | ... 49 |
| 2.都市づくりの課題 | | | |
| (1)人口の一極集中 | ... 16 | | |
| (2)過疎地域への対応 | ... 17 | | |
| (3)高知市及び周辺への一極集中 | ... 18 | | |
| (4)中心市街地の再生 | ... 19 | | |
| (5)自然環境を都市づくりの 源泉として | ... 20 | | |
| 3.県土の将来像 | | | |
| (1)県土の将来像 | ... 21 | | |
| (2)将来フレーム | ... 22 | | |
| 4.県土づくりの方針 | | | |
| (1)“自然が立つ”戦略 | ... 23 | | |
| (2)自然が立つ県土の空間構成 | ... 26 | | |
| (3)土地利用の方針 | ... 29 | | |
| (4)都市計画の方針 | ... 30 | | |
| 5.都市づくりの方針 | | | |
| (1)都市施設 | ... 33 | | |
| (2)都市防災 | ... 35 | | |
| (3)自然環境の保全・活用 | ... 38 | | |
| (4)福祉のまちづくり | ... 39 | | |
| (5)都市景観 | ... 40 | | |
| (6)住民参加のまちづくり | ... 41 | | |

§ 1 都市計画マスタープラン

～都市計画とは～

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画法に基づいて決定する「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」に関する計画です。

都市計画を定めるに当たっては、都市の将来像を明らかにし、その実現のための道筋を定めることから始めます。これが都市計画マスタープランの役割です。

都市計画は、一体の都市として扱うべき範囲を「都市計画区域」とし、この中で将来像をふまえた土地利用・都市施設整備・市街地開発事業に関する計画を、総合的・一体的に定め、具体の規制・事業等を実施していく手順を進めます。

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市の将来像を明らかにし、これらを実現するための施策を定めた都市計画の憲法というべき計画です。個々の都市計画はこのマスタープランに即したかたちで決定・実施されることとなります。

都市計画法では、従来、市街化区域及び市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」と、市町村が独自の視点から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(市町村マスタープラン)を策定することとされてきましたが、前者については、平成12年の都市計画法の改正により、区域区分の有無に関わらず、新たに都道府県が都市計画区域毎に「整備、開発及び保全の方針」(以下都市計画区域マスタープラン)を策定することが求められています。

マスタープランの計画体系上の位置づけ



都市計画区域マスタープランと高知県都市計画マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、個々の都市計画区域また市町村単位での方向性を定めたものですが、県民生活や行政サービスの広域化に伴い、広域的な視点からみた都市の将来都市像や都市計画の方針を明らかにすることも重要な課題です。

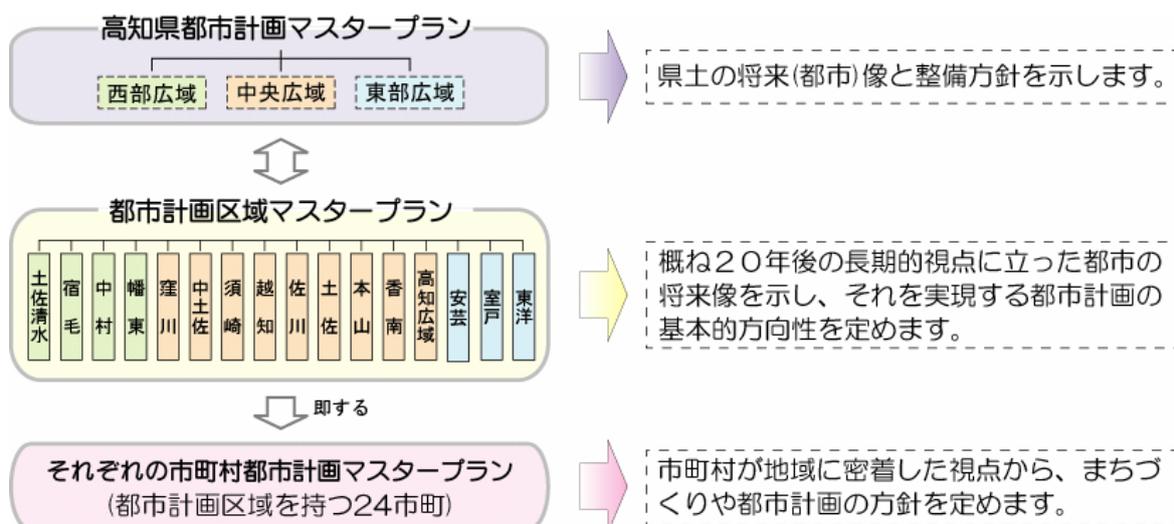
このため、「都市計画区域マスタープラン」とともに、任意の計画として県全体の都市計画の方針を定めた「高知県都市計画マスタープラン」を位置づけ、これらより、県・都市計画区域における都市づくりの方向性を明らかにしていくこととします。

2. マスタープランの役割

都市計画を構成する諸計画は個別に決定できますが、それらは一体のものとして決定・運用していかなければなりません。都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を示して、都市計画全体としての総合性、一体性を確保する役割を担います。

各マスタープランの内容を次のように位置づけます。

都市計画マスタープランの構成イメージ



対象とする期間

県及び各都市計画区域マスタープランともに共通の対象期間とし、計画内容によって次のように設定します。

将来像や都市計画の基本的方向など、長期構想的な内容は概ね平成 32 年度を展望して定めます。

⇒ 平成 16 年度(2004 年)～平成 32 年度(2020 年)

具体的な都市計画規制や事業については、を踏まえつつ、平成 22 年度を目標として定めます。

⇒ 平成 16 年度(2004 年)～平成 22 年(2010 年)

■高知県都市計画マスタープラン

高知県都市計画マスタープランは、県土全域を対象として、主に県の都市計画における県土の都市像や土地利用方針を明らかにするとともに、全県的な視点による根幹的な都市づくりの方針を示していきます。

また、都市計画法改正により、まちづくり協議会や NPO など民間側から都市計画提案ができるようになったことを踏まえ、県としてこれを適切に受けとめる仕組みづくりを検討していきます。

主な策定内容

県土の将来都市像、将来フレーム、土地利用方針
都市施設・防災・環境その他都市づくりの方針

■都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに都市計画上の問題点（土地利用上の課題・都市整備上の課題等）を明らかにしつつ、長期的また広域的な視点から都市の目標像や都市計画決定の方針を示します。

主な策定内容

| 都市計画区域マスタープラン項目一覧 | |
|--|--|
| <p>【都市計画の目標】 都市づくりの基本理念 地域ごとの市街地像 社会的課題への対応</p> <p>【区域区分の有無及び方針】 将来人口、産業フレーム等の設定 将来市街地規模の想定</p> <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】 主要用途の配置の方針 土地利用の方針 ...土地の高度利用に関する方針 居住環境の改善又は維持に関する方針 優良な農地との健全な調和に関する方針 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> | <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】 交通施設の都市計画の決定の方針 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 その他都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】 主要な市街地開発事業の決定の方針 市街地整備の目標</p> <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】 基本方針 主要な緑地の配置の方針 実現のための具体の都市計画制度の方針 主要な緑地の整備目標</p> |

§ 2 都市づくりの方針

1. 高知県の現状

(1)地 勢 ～緑を屏風に太平洋を抱く～

[中山間と海浜が卓越]

県土の面積は、7,104.9km²、四国4県では最も広く、全国でも18位に位置しています。北辺は、標高1,500～1,900mで連なる石鎚山系、剣山系などの脊梁山系で画され、馬蹄形をとりながら南の太平洋に向かって開けています。

北辺の山系を水源として南流する河川は、急流が多く流路も短くなっています。海岸線は700km以上に及び、西部は土地の沈降によるリアス式海岸が卓越し、反対に東部は平滑な海岸線を持った隆起海岸となっています。

森林は県土の約84%を占めており、その割合は全国で最も高くなっています。その分、平地・可住地の比率が低く、比較的まとまった規模の高知平野を除けば、河川の流域や海岸線に沿って点在する形で分布しています



県土の規模（平成14年現在）

| | |
|------|------------------------|
| 県土面積 | 7,104.9km ² |
| 広がり | 東西端距離 189.7km |
| | 南北端距離 160.8km |
| 海岸線 | 713.2km |

資料：高知県統計書

(注)県土面積は埋め立て等により、年次別に若干の変動がある。

[広大な森林、少ない可住地]

県土面積は全国 1 位の割合である森林・原野が約 84% が占め、可住地は約 16% にとどまっています。可住地は比較的まとまった規模の高知平野を除けば、河川の流域や海岸線に沿って点在する形で分布しています。可住地面積を四国 4 県で比較すると、実数は愛媛県に次いで大きくなっていますが、県土に対する比率は最も低くなっています。

(注)可住地面積:総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたもの

人口密度は全国的にみても最も希薄な県のひとつとなっています。

土地利用区分別の推移は、中山間地域を主体に農用地が減少する一方で、都市化の進展により道路・宅地等が着実に増加しています。

人口密度

| | | |
|------|-------------------------|------|
| 高知県 | 114.6 人/km ² | 43 位 |
| 全国平均 | 340.4 人/km ² | |

県土利用の状況

(km²)

| | S 50 | S55 | S 60 | H2 | H7 | H11 | 比率 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 農用地 | 466 | 432 | 406 | 383 | 349 | 310 | (4.4) |
| 森林・原野 | 5,873 | 5,953 | 5,995 | 5,971 | 5,938 | 5,930 | (83.5) |
| 水面・河川・水路 | 154 | 153 | 153 | 156 | 158 | 162 | (2.2) |
| 道路 | 112 | 131 | 133 | 135 | 145 | 150 | (2.1) |
| 宅地 | 78 | 88 | 97 | 103 | 104 | 108 | (1.5) |
| その他 | 424 | 350 | 323 | 356 | 410 | 444 | (6.3) |
| 計 | 7,107 | 7,107 | 7,107 | 7,104 | 7,104 | 7,104 | (100%) |

- 注) 1. 道路には林道、農道を含む。
 2. 宅地は住宅地、工業用地、その他宅地(商業地等)の計。
 3. 「その他」は、耕作放棄地、海浜等
 4. 県土面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による。

資料:土地対策課

[温暖多雨・山岳気候から海洋性気候まで]

本県は年間日照時間が全国で 2 番目に長く、また温暖多雨の気候であるために、足摺岬や室戸岬でアコウ・ピロウ等亜熱帯性植物の自生がみられるほか、農林業の振興にも有利な条件を備えています。特に、農業は施設園芸を中心に競争力の高い営農が展開されています。

気象の概況

| | 高知県 | 香川県 | 愛媛県 | 徳島県 | 全国 |
|----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 年平均気温 () | 17.2 (全国5位) | 16.5 | 16.6 | 16.5 | 15.3 |
| 年間日照時間 (時間) | 2,220 (全国2位) | 2,144 | 2,041 | 2,161 | 1,961 |
| 年間降水量 (mm) | 2,417 (全国3位) | 1,103 | 1,502 | 1,737 | 1,586 |

資料:県勢の主要指標(平成 14 年度版)

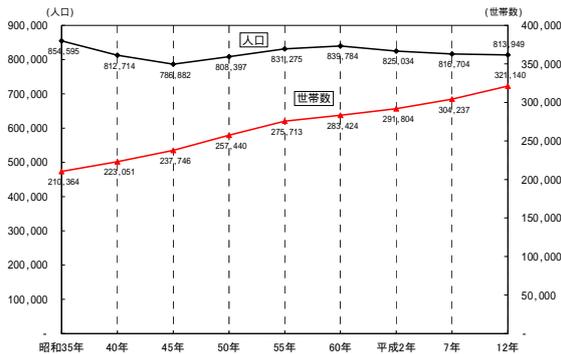
(2)人口 ～一極集中と高齢社会の進行～

[減り続ける人口]

平成 12 年国勢調査による県人口は 813,949 人、世帯数は 321,140 世帯です。人口は昭和 45 年以降増加傾向にありましたが、昭和 60 年の 839,784 人をピークに減少傾向が続いています。世帯数はこの間一貫して増加し続けており、世帯分離が進んでいることが伺えます。

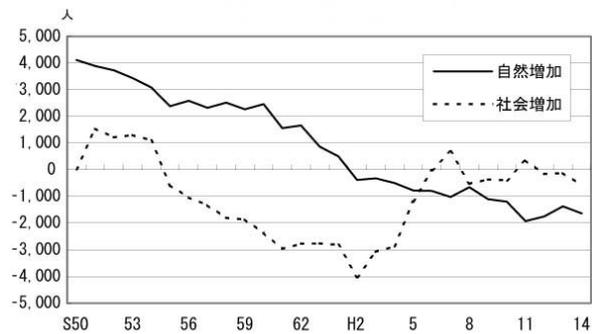
本県における出生率は全国平均よりは高いものの、単位人口当たりの死亡率は全国 1 位となっており、平成年代に入った頃から続いている「自然減」は当面拡大するものと考えられます。

人口・世帯数の推移



資料:国勢調査

人口動態の推移



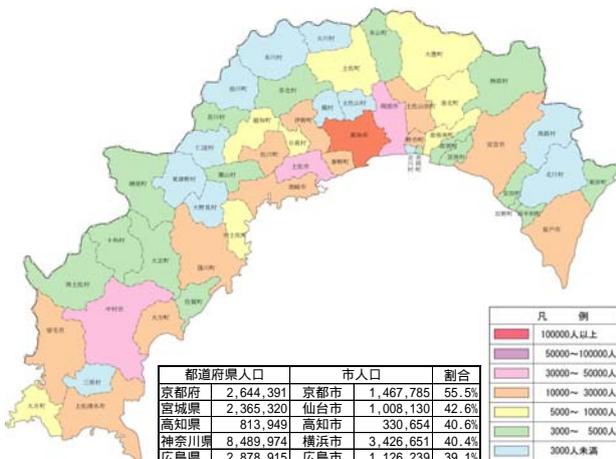
資料:県勢の主要指標(H14 年度版)

[一極集中と過疎化の進行]

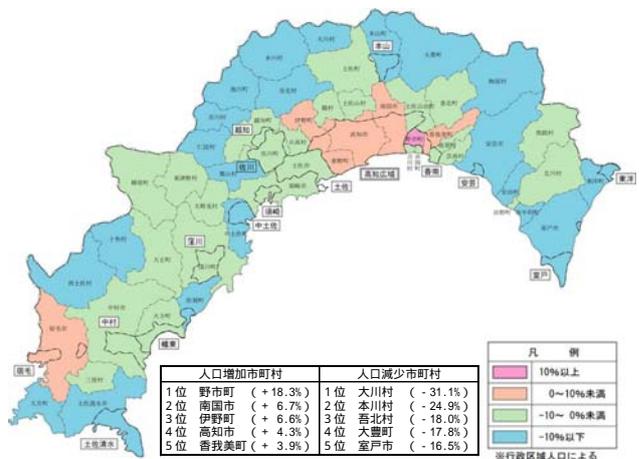
市町別人口分布は高知市及びその周辺を頂点とした一極構造となっています。高知市への集積は、全県人口の 40.6%を占めており、全国的にみても一極集中の度合いが高くなっています。

また、市町別の人口推移(平成 2 ~ 12 年)は、野市町をはじめとして高知市周辺部において増加が見られるほかは軒並み減少し、特に山間地域における減少が大きくなっています。

市町村別人口(平成 12 年)



人口増減(H2 ~ 12 年)

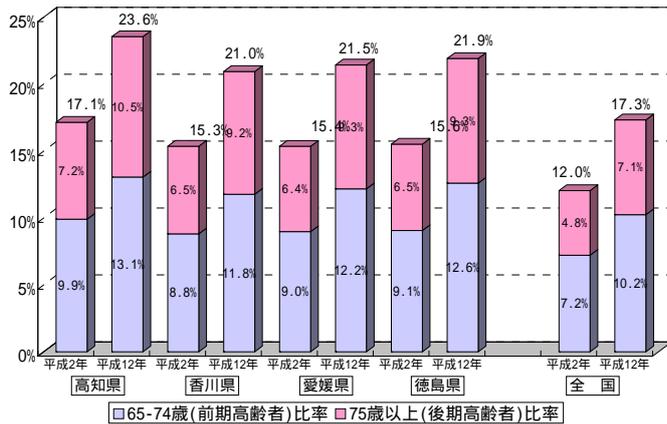


資料:国勢調査

[超高齢社会の到来]

県総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成 12 年現在で 23.6%に達し、全国都道府県の中で、島根県に続いて 2 番目に高率となっています。さらに 75 歳以上の「後期高齢者比率」が高いことを考えると、人口構造上の大きな課題としてとらえなければなりません。また、市町別の高齢化率では市部を除いてほとんどが 30%を超えており、最も低い高知市（18.2%）においても全国平均（17.3%）よりも高くなっています。

高齢化の比較(65 歳以上人口の割合)

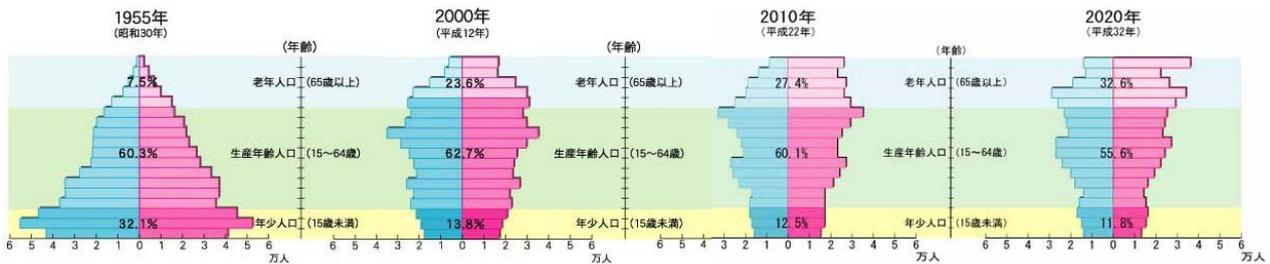


()内:高齢化率

| 高齢化が低い市町村 | | 高齢化が高い市町村 | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 1 位 | 高知市 (18.2%) | 1 位 | 池川町 (45.8%) |
| 2 位 | 野市町 (19.5%) | 2 位 | 大豊町 (44.5%) |
| 3 位 | 南国市 (21.4%) | 3 位 | 物部村 (43.8%) |
| 4 位 | 伊野町 (21.9%) | 4 位 | 大川村 (41.8%) |
| 5 位 | 中村市 (23.5%) | 5 位 | 吾川村 (40.9%) |

資料:H2,H12 国勢調査

人口構造の推移



資料:国勢調査、「都道府県別将来推計人口 平成 14 年 3 月」(人口問題研究所)

《参考》人口に関わる様々な指標

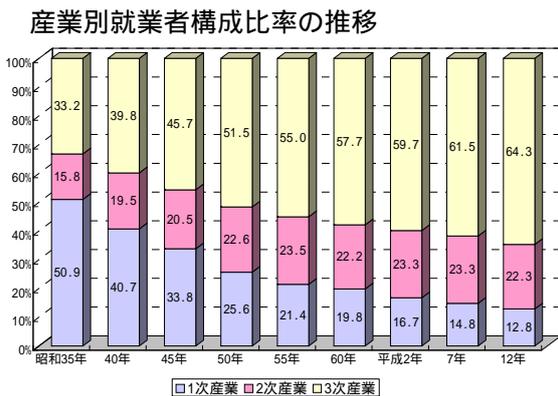
| 項目 | 高知県 | 全国平均 | 資料 |
|--------------------------------|--------|-------|-------------------------------------|
| 人口増加率(平成 13 年 10 月 ~ 14 年 9 月) | -0.3% | 0.11% | 人口推計年報(総務省) (平成 14 年 10 月 1 日現在) |
| 年少人口割合(15 歳未満) | 13.3% | 14.2% | |
| 生産年齢人口割合(15-64 歳) | 62.1% | 67.3% | |
| 老年人口割合(高齢化率) | 24.6% | 18.5% | |
| 合計特殊出生率 | 1.38 | 1.32 | 人口動態調査(厚生労働省) (平成 13 年) |
| 死亡率(人口千人当たり) | 10.4 人 | 7.8 人 | |
| 核家族世帯割合 | 57.7% | 58.4% | 国勢調査(平成 12 年) |

(注)合計特殊出生率...女子(15~49 歳)の年齢別出生率を合計したもの。年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子供数に相当。

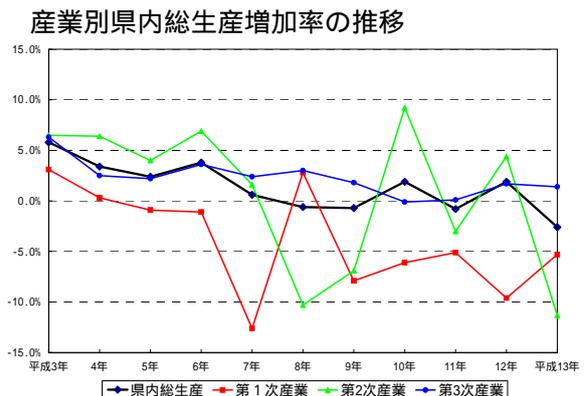
(3)産 業 ～サービス・ソフト化の進展、基幹産業の停滞～

国勢調査による県の産業別就業者構成は全国的な傾向と類似した動きをみせており、昭和35年に50%を超えていた1次産業が、平成12年までの40年間で大きく減少し、対照的に3次産業は大きく増加をみせています。2次産業は、微増からほぼ横ばいの状態が続いていますが、その割合を都道府県の中で比較すると、平成12年で1次産業や3次産業割合がそれぞれ4位、15位と高い部類にあるのに対し、45位と最も低い部類に属しています。

県内総生産はここ数年2兆5000億円前後で変動しています。産業別では3次産業が継続してプラス成長であるのに対し、1次産業はマイナス成長、2次産業は変動幅が大きくなっています。



資料:国勢調査



資料:高知県県民経済計算

[低迷する農林漁業]

本県の農業は“園芸王国”と呼ばれるように高度な施設園芸が展開されており、耕地1ha当たりの農業粗生産額が全国4位、粗生産額の過半を占める野菜は全国的なシェアも高くなっています。しかしながら、耕地面積の少なさからか総生産額では32位にとどまっています。

林業・水産業の粗生産額は全国17位、10位と上位～中位に位置していますが、需要の低迷や価格変動等により両者とも減少傾向が続き、伸び悩んでいる状況にあります。

(注)順位は「県勢の主要指標(平成14年度版)」による平成12年または13年実績

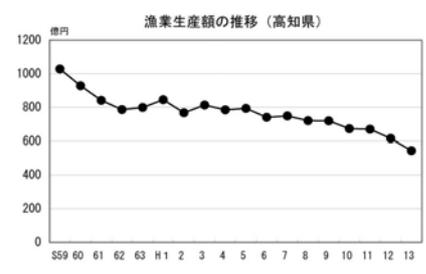
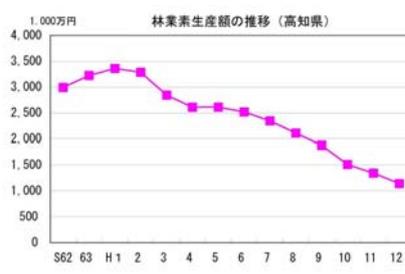
| 項目 | 高知県 | 全国平均 |
|--------------------|--------------|-----------------|
| 耕地1ha当たり農業粗生産額(万円) | 367.8(4位) | 191.7 |
| 農業粗生産額(百万円) | 109,600(32位) | 9,275,400(総生産額) |

主要作物(平成13年)



資料:中国四国農政局高知統計情報事務所

林業・水産業の生産額の推移



資料:県勢の主要指標

[商業 ...卸(流通)が弱く、地域内消費の小規模商業地が分布...]

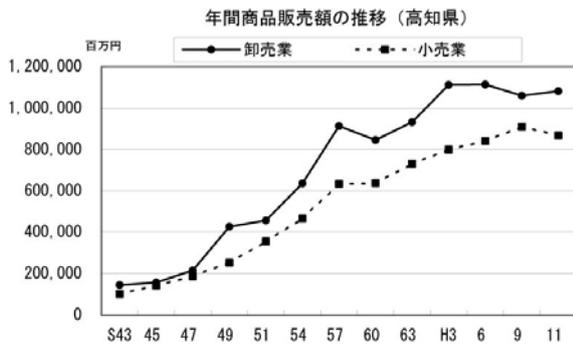
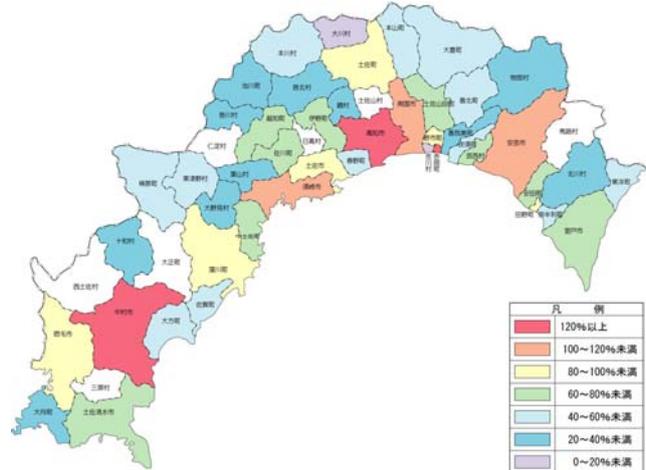
商業の年間販売額は平成 11 年度で 19,506 億円、このうち卸売は 55.5%、小売は 44.5% となっています。流通の推進力となる卸売の構成比は、四国他県や全国の水準と比較して低い値にとどまっており、小売業ではほぼ人口相応の販売額を達成していることから、卸売の体力不足が否めない状況です。

小売業では、小規模店舗が分散立地（人口 1 万人当たりの店舗数は全国 1 位）しているため、大規模施設が立地する周辺の市町への購買客の流出がみられます。

年間商業販売額の卸・小売構成比（平成 11 年）

| | 高知県 | 四国 4 県 | 全国 |
|----|---------------------|--------|-------|
| 卸 | 8,951 億円 (52.5%) | 63.2% | 75.4% |
| 小売 | 8,099 億円 (47.5%) | 36.8% | 24.6% |
| 計 | 17,050 億円 (100%) | 100% | 100% |

小売業における商業充足率



市町村小売商業販売額

注: 商業充足率 = $\frac{\text{市町村小売商業販売額}}{\text{県平均 1 人当たり販売額} \times \text{市町村人口}}$

*100%以上で購買力が流入、100%以下で流出を表す指標

資料: 商業統計調査

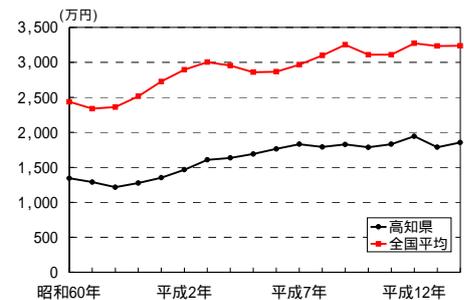
[工業 ...立地が少なく、高知市周辺に特化...]

製造業従業者数、製造品出荷額からみた本県の工業ボリュームは、全国で最も小さいレベルにあります。これらの従業者数・出荷額等の少なさ、工業立地の絶対量の少なさによるといえます。

工業立地の少なさ、国土軸からはずれた地理的条件・交通条件が大きく影響していると考えられます。本県の中に目を転じて、高知市・南国市・香美郡など、広域交通条件のよい地域への集積度が高くなっています。

工業諸元の比較（平成 14 年、従業者 4 人以上事業所）

| | 高知県 | 香川県 | 愛媛県 | 徳島県 | 全国 |
|---------------------------|-----------------|--------|--------|--------|-----------|
| 事業所数 (所) | 1,481 (45 位) | 2,703 | 3,255 | 1,931 | 290,725 |
| 従業者数 (千人) | 29.3 (46 位) | 70.1 | 89.7 | 51.0 | 8,315 |
| 製造品出荷額等 (億円) | 5,437 (47 位) | 20,491 | 31,008 | 13,793 | 2,691,164 |
| 従業者 1 人当たり 製造品出荷額 (万円) | 1,853 (47 位) | 2,923 | 3,457 | 2,705 | 3,237 |



資料: 工業統計調査

(4)生活環境 ～居住環境の改善、基盤整備の推進が必要～

[低い居住水準、前面道路の不足により防災上の危険性も高い]

本県の住宅事情を平成 10 年住宅・土地統計調査によって、全国指標と比較してみると、最低・誘導居住水準や持ち家率は平均を上回っていますが、敷地面積や持ち家の延べ床面積は平均以下であり、空き家率は全国 6 位と高水準にあります。平均を上回っている指標においても、全国的な順位は中位～下位に位置しています。

道路との接道状況では、未接道もしくは 4 m 未満の道路に接している住宅を合わせると約 61% を占め、接道規定のある都市計画区域が指定されている市町においては 70% を超えています。災害・火災時の避難や緊急車両の通行に問題のある住宅地が多く、防災面の課題を有しています。一方、住環境水準の誘導水準である 6 m 以上の道路に接している住宅は約 9.6% と少なくなっています。

居住水準の全国比較

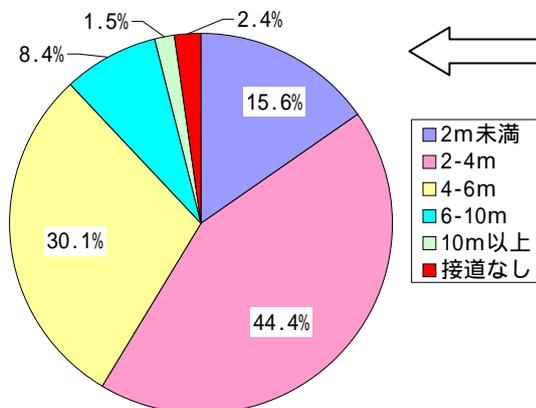
| | 最低居住水準未満率 | 誘導居住水準未満率 | 持ち家率 | 空き家率 | 延べ床面積 | | | 敷地面積 |
|------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------|------------------------------|
| | | | | | 持家 | 借家 | 総数 | |
| 高知県 | 3.8% (33 位) | 49.8% (29 位) | 67.7% (25 位) | 13.3% (6 位) | 114.5 m ² (38 位) | 50.6 m ² (19 位) | 94.4 m ² | 199 m ² (43 位) |
| 全国平均 | 5.1% | 51.1% | 60.3% | 11.5% | 122.7 m ² | 44.39 m ² | 93.45 m ² | 275 m ² |

注)最低居住水準...第七期住宅建設 5 箇年計画において、全ての世帯で確保すべきものとして定められた居住水準。家族数等に応じて住戸の規模、設備、性能等の基準が定められている。

誘導居住水準...第七期住宅建設 5 箇年計画において、平成 12 年を目処に全国で半数の世帯が、さらにその後出来るだけ早期に全ての都市圏で半数の世帯が確保すべき目標として定められた居住水準。一般型と都市型の二通りの基準が定められている。

資料:高知県第八期住宅建設 5 箇年計画

敷地と道路との接道状況



| | 敷地との接道状況 | | | | | | |
|-------|----------|--------|---------|--------|--------|-------|-------|
| | 総数 | 2m未満 | 2-4m | 4-6m | 6-10m | 10m以上 | 接道なし |
| 高知県 | 298,500 | 45,500 | 129,600 | 87,800 | 24,400 | 4,300 | 6,900 |
| | 100% | 15.2% | 43.4% | 29.4% | 8.2% | 1.4% | 2.3% |
| 高知市 | 126,440 | 9,200 | 52,400 | 48,550 | 11,850 | 2,710 | 1,730 |
| | 100% | 7.3% | 41.4% | 38.4% | 9.4% | 2.1% | 1.4% |
| 室戸市 | 7,650 | 2,300 | 3,260 | 1,410 | 510 | 10 | 160 |
| | 100% | 30.1% | 42.6% | 18.4% | 6.7% | 0.1% | 2.1% |
| 安芸市 | 7,990 | 1,660 | 3,350 | 1,820 | 790 | 250 | 120 |
| | 100% | 20.8% | 41.9% | 22.8% | 9.9% | 3.1% | 1.5% |
| 南国市 | 17,250 | 3,760 | 8,020 | 3,880 | 1,290 | 30 | 270 |
| | 100% | 21.8% | 46.5% | 22.5% | 7.5% | 0.2% | 1.6% |
| 土佐市 | 9,900 | 1,790 | 5,340 | 1,950 | 470 | 270 | 80 |
| | 100% | 18.1% | 53.9% | 19.7% | 4.7% | 2.7% | 0.8% |
| 須崎市 | 8,800 | 2,180 | 3,870 | 1,900 | 520 | 240 | 90 |
| | 100% | 24.8% | 44.0% | 21.6% | 5.9% | 2.7% | 1.0% |
| 中村市 | 23,000 | 12,090 | 5,820 | 3,520 | 1,130 | 270 | 170 |
| | 100% | 52.6% | 25.3% | 15.3% | 4.9% | 1.2% | 0.7% |
| 宿毛市 | 9,200 | 1,440 | 4,800 | 2,400 | 440 | 40 | 80 |
| | 100% | 15.7% | 52.2% | 26.1% | 4.8% | 0.4% | 0.9% |
| 土佐清水市 | 7,640 | 2,140 | 3,200 | 980 | 940 | 230 | 150 |
| | 100% | 28.0% | 41.9% | 12.8% | 12.3% | 3.0% | 2.0% |

資料:平成 10 年 住宅・土地統計調査報告

[遅れている基盤整備]

道路改良率は40.9%で全国44位と低い水準にあります。道路別の改良率では、国道の改良率は高いものの、県道・市町村道の改良率は四国他県や全国と比べても低い水準となっています。

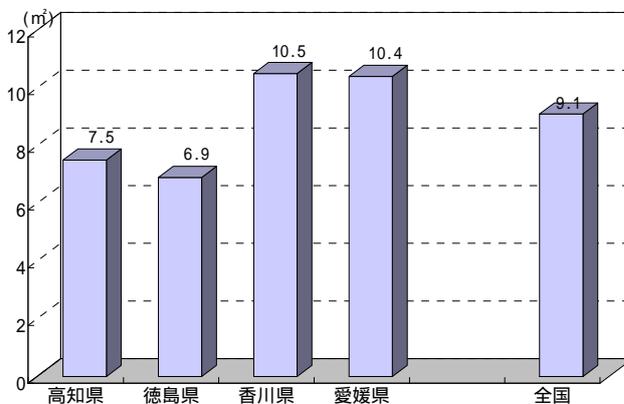
| | 一般国道 | | 都道府県道 | | 市町村道 | |
|-----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 総延長 (km) | 改良率 (%) | 総延長 (km) | 改良率 (%) | 総延長 (km) | 改良率 (%) |
| 高知県 | 1,225.9 | 79.6 | 2,553.9 | 34.1 | 10,256.5 | 38.2 |
| 徳島県 | 1,093.5 | 68.7 | 2,052.5 | 38.1 | 12,493.4 | 39.0 |
| 香川県 | 469.9 | 96.7 | 1,642.7 | 69.7 | 7,991.2 | 56.2 |
| 愛媛県 | 1,558.0 | 82.1 | 3,147.1 | 42.0 | 13,761.3 | 45.1 |
| 全国 | 66,366.7 | 89.6 | 142,247.5 | 63.9 | 1,015,075.2 | 52.0 |

(注)改良率の算出は、都道府県道以上は車道幅5.5m以上、市町村道は全幅5.0m以上を対象。

資料:道路統計年報(平成12年度)

都市公園等の整備状況では、1人当たりの都市公園等面積は7.5㎡/人と全国平均9.1㎡/人と比べて低い水準にあります。また、都市計画公園の供用率をみても27.4%と全国平均57.5%を大きく下回っています。

1人当たり都市公園等面積



都市公園等とは...

- ・国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園や緑地、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地。

上水道・下水道の普及率では、増大しているものの全国的にみるとその水準は低い部類に属しています。

各施設の整備状況

| 項目 | 高知県 | 順位 | 全国平均 | 資料 |
|-----------|-------|-----|-------|---------|
| 上水道等給水普及率 | 91.6% | 38位 | 96.5% | 公共施設状況調 |
| 下水道普及率 | 22.7% | 45位 | 49.2% | 下水道統計 |

(注)各平成13年3月31日現在

(5)災 害 ～水害と高まる地震への不安～

本県は、台風の北上進路にあたることもあり、例年台風や集中豪雨による風水害や土砂災害が頻繁に発生しています。過去においては、昭和 45、50 年の台風 10 号、5 号により大きな被害を受けており、近年では、集中豪雨による被害も多発しています。

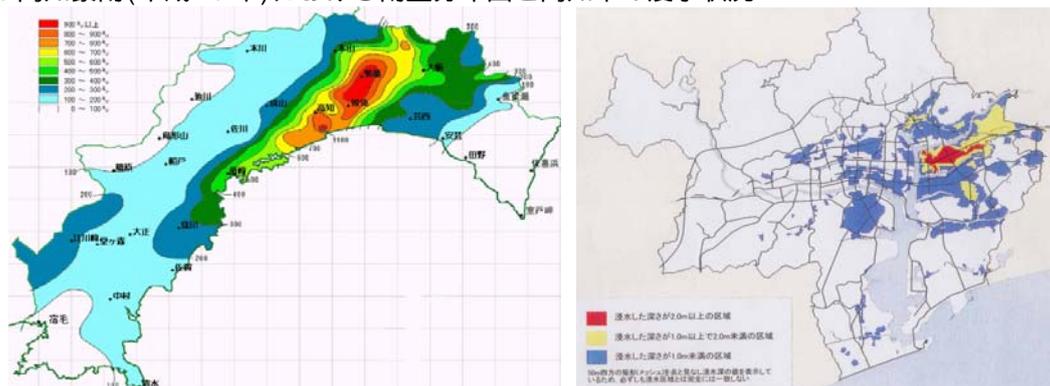
また、700km に及ぶ海岸線を有していることから、昭和 21 年の南海地震では家屋の倒壊・火災などの被害に加えて津波によっても大きな被害を受けています。今後、南海地震発生の可能性が高まる中で、海岸地域における津波対策などの防災対策が求められています。

高知県における主な災害

| 発生年月日 | 災害名 | 被害概要 |
|-------------------|-----------------------|--|
| 昭和 21 年 12 月 21 日 | 昭和南海地震 (M8.1) | 被害は、中部以西日本各地にわたる。津波は静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知、三重、徳島沿岸で波高は 4～8m に達した。室戸、紀伊半島は、南上がりの傾動を示し、室戸で 1.27 m、潮岬で 0.7m 上昇、須崎、甲浦で 1.0m 沈下。高知付近で田園 15km ² が冠水した。 |
| 昭和 35 年 5 月 23 日 | チリ地震津波 | 24 日 2 時頃から津波が日本沿岸各地に来襲。波高は三陸海岸 5～6m、その他で 3～4m。北海道沿岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害甚大。 |
| 昭和 36 年 9 月 16 日 | 台風 18 号 (第 2 室戸台風) | 被害は全県で 死者 2 名、家屋の全半壊 286 棟、床上浸水 254 棟、 床下浸水 1,614 棟。 |
| 昭和 38 年 8 月 9 日 | 台風 9 号 | 本県全域が 3 日間暴風圏内。大豪雨となり大洪水。 被害は全県で、 死者・行方不明者 19 名、家屋の全半壊 286 棟、 床上浸水 5,610 棟、床下浸水 7,862 棟。 |
| 昭和 45 年 8 月 21 日 | 台風 10 号 (土佐湾台風) | 高潮、高波による被害。 被害は全県で、 死者・行方不明者 13 名、家屋の全半壊 4,479 棟、 床上浸水 26,100 棟、床下浸水 14,292 棟。 |
| 昭和 47 年 7 月 5 日 | 昭和 47 年豪雨 | 梅雨末期の大豪雨。土佐山田町繁藤で大規模山崩れ。 被害は全県で、 死者 61 名、家屋の半壊 39 棟、床上浸水 578 棟、 床下浸水 5,534 棟。 |
| 昭和 50 年 8 月 17 日 | 台風 5 号 | 県中央部で大豪雨。 被害は全県で、 死者・行方不明者 77 名、家屋の全半壊 2,160 棟、 床上浸水 12,564 棟、床下浸水 19,734 棟 |
| 昭和 51 年 9 月 16 日 | 台風 17 号 | 県中央部での大豪雨。 被害は全県で、 死者・行方不明者 9 名、家屋の全半壊 175 棟、 床上浸水 13,445 棟、床下浸水 23,685 棟。 |
| 平成 10 年 9 月 24 日 | 98 高知豪雨 | 県中央部で大豪雨。 被害は全県で、 死者 8 名、家屋の全半壊 55 棟、床上浸水 8,341 棟、 床下浸水 8,966 棟 |
| 平成 13 年 9 月 5 日 | 高知西南豪雨 | 6 日未明からの激しい雨により、県西南部の各河川が氾濫、 5 市町村で浸水被害を受ける。 |

資料:須崎市「地域防災計画」

98 高知豪雨(平成 10 年)における雨量分布図と高知市の浸水状況



資料:高知地方気象台、高知市都市計画マスタープラン

昭和 21 年南海地震における被災状況



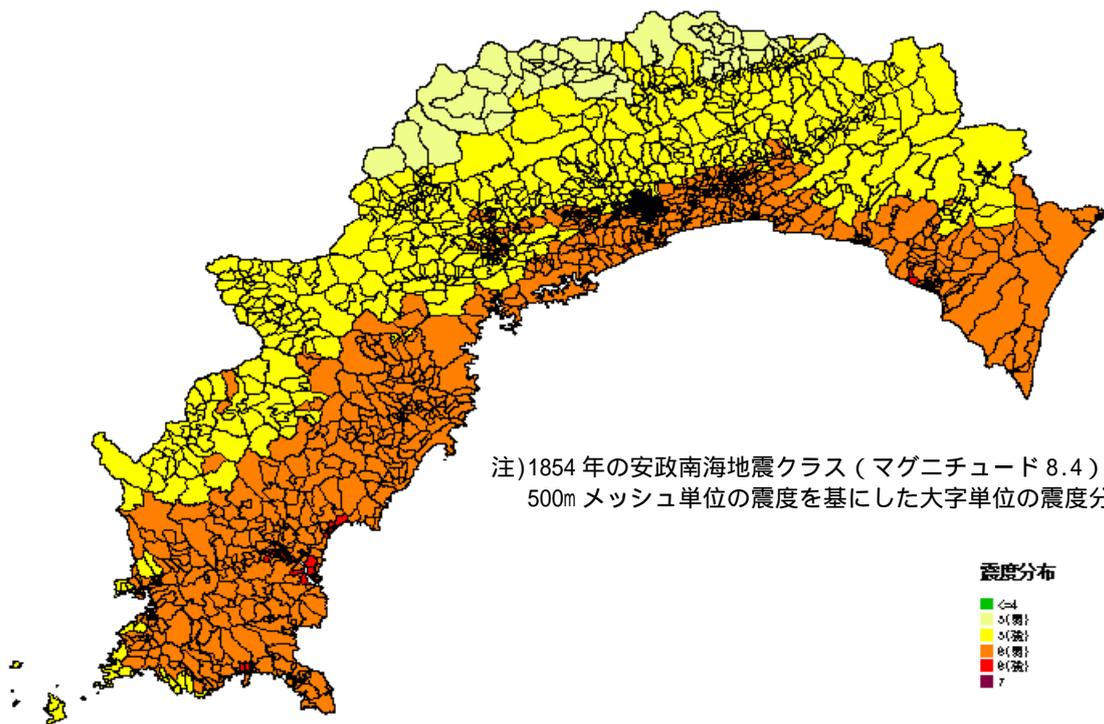
(須崎駅前火災の跡)



(津波のため浸水した大間付近)

資料:須崎消防の歩み第二巻「自然災害の記録」

南海地震における予想震度分布の状況



注)1854 年の安政南海地震クラス (マグニチュード 8.4) を想定。
500m メッシュ単位の震度を基にした大字単位の震度分布図

震度分布
 ≤ 4
 5(震)
 6(震)
 7
 8(震)
 9(震)

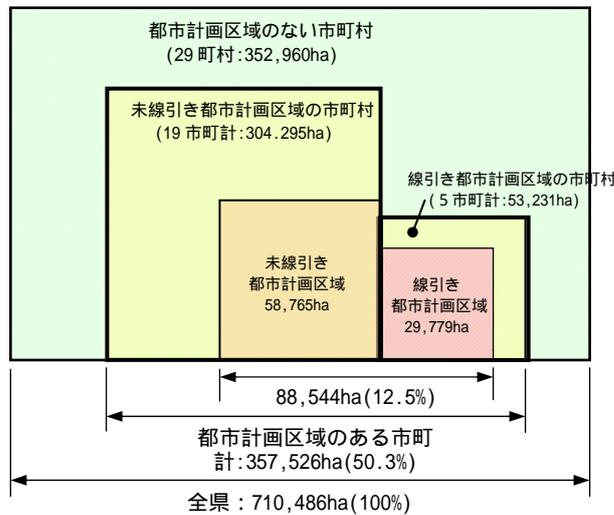
(6)都市計画

都市計画区域

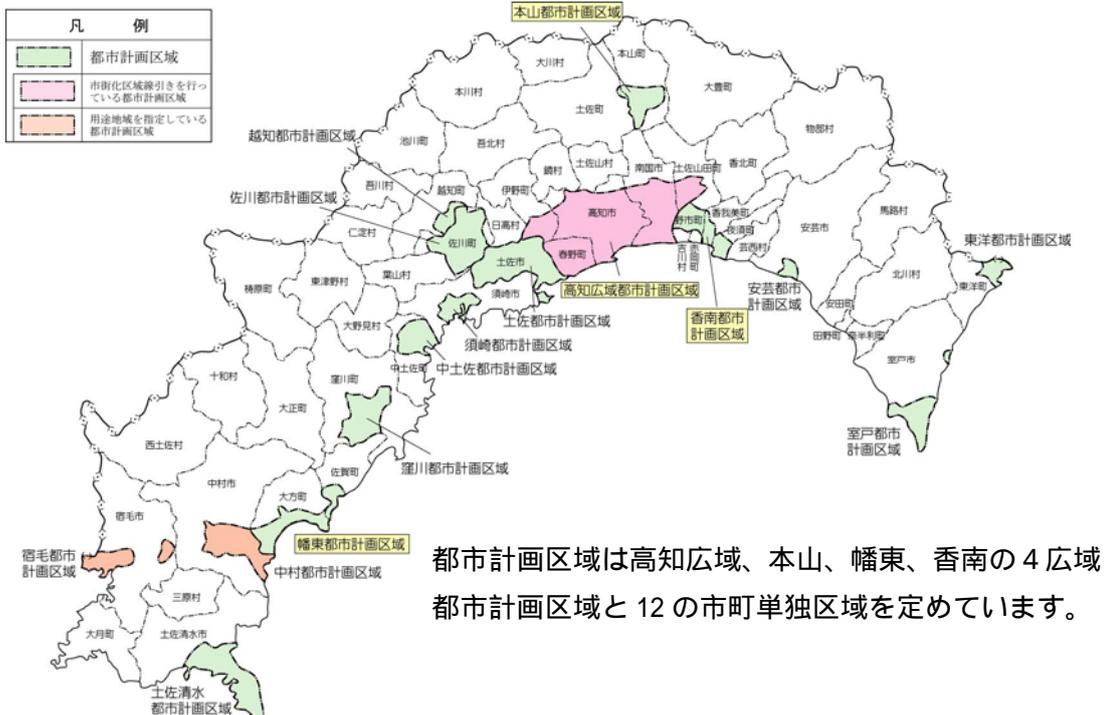
高知県では、平成15年3月末現在で9市15町で16都市計画区域を定めており、面積は約88,544haとなっています。このうち、高知広域都市計画区域のみ区域区分（線引き）を行っています。また、都市計画区域を定めている市町の全行政区域面積は、県土の半分程度となっています。

全県面積に対する都市計画区域の面積比率は約12.5%ですが、ここに居住する人口比率は78.5%を占め、県民の3/4強が都市計画区域に居住しています。これは、四国最大の面積を持つ県土に対し、山間部のウエイトが高く、居住地が分散して立地する土地条件を反映しているといえます。

都市計画区域面積・市町村面積(平成15年)



都市計画区域の分布



都市計画区域の概要

都市計画には大きく分けて、「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」「地区計画等」に関する計画があります。

都市計画の根本となる土地利用に関しては、16 都市計画区域のうち、高知広域都市計画区域のみ市街化区域・市街化調整区域の区域区分を行って用途地域を定め、一方、中村・宿毛の2 都市計画区域では区域区分を行わず用途地域を定めています。残りの13 都市計画区域は、用途地域を定めていない（白地の）都市計画区域です。

2. 都市づくりの課題

(1)人口の一極集中

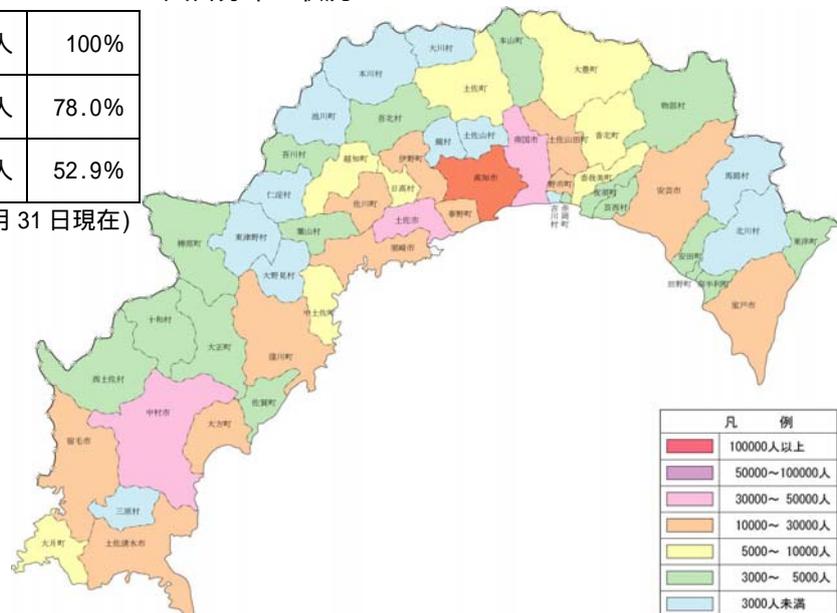
高知市及びその周辺地域への人口・都市機能等の一極集中が進んでいます。一極集中自体は、社会経済の合理性を求める傾向としてとらえられますが、集積地域のメリットとして都市機能の集積効果、デメリットとして交通渋滞やスプロールなどによる無秩序な土地利用の進行といった問題があります。

一方、周辺都市にとっては都市活力の減退が問題となっています。人口・都市機能の集中による効果を活かし、その問題を解決するには、高知市の都市サービス圏また影響圏と各地域に分布する中堅レベルの都市とのバランスを考慮した、新たな広域都市連携づくりが必要です。

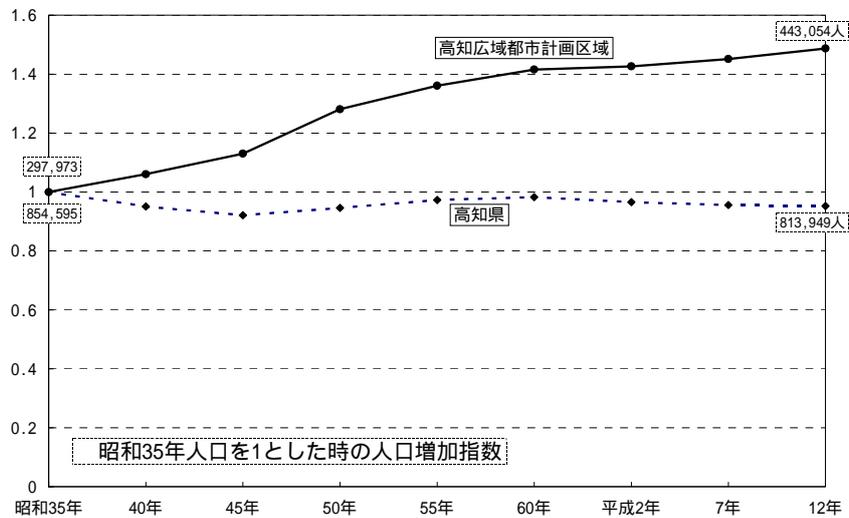
人口分布の状況

| | | |
|----------|----------|-------|
| 高知県人口 | 816.1 千人 | 100% |
| 都市計画区域人口 | 636.4 千人 | 78.0% |
| 高知広域 | 432.1 千人 | 52.9% |

資料:住民基本台帳(平成 14 年 3 月 31 日現在)



人口増加指数の比較(高知市及び周辺地域への1極集中を示す)



(2)過疎地域への対応

県土に占める過疎地域のウエイト

一極集中のもう1つの側面、過疎地域振興の重要度が高まっています。県土に占める過疎地域は、次のように高いウエイトを占めています。

- ・市町村数 ... 38 / 53 市町村 : 71.7% (平成15年7月) 全国4位、四国1位
 - ・面積 ... 5,350 / 7,105 km² : 75.3% (平成13年10月) 全国1位
 - ・人口 ... 198 / 814 千人 : 24.4% (平成12年国勢調査) 全国6位、四国1位
- (過疎地域の高齢者(65歳以上)比率は32.0%で全国5位の高さ、若年者(15~29歳)比率は12.1%で全国5位の低さ)

(注)過疎地域...過疎地域自立促進特別措置法より、次の人口・財政力要件に該当する市町村。

人口要件 : いずれかに該当。但し(1)~(3)に該当する場合には昭和45年度から平成7年度までの人口増加率が10%未満であること。

- (1)人口減少率が30%以上(H7/S35)
- (2)人口減少率が25%以上(H7/S35)かつ高齢者比率(65歳以上)が24%以上(H7)
- (3)人口減少率が25%以上(H7/S35)かつ若年者比率(15~29歳)が15%以下(H7)
- (4)人口減少率が19%以上(H7/S45)

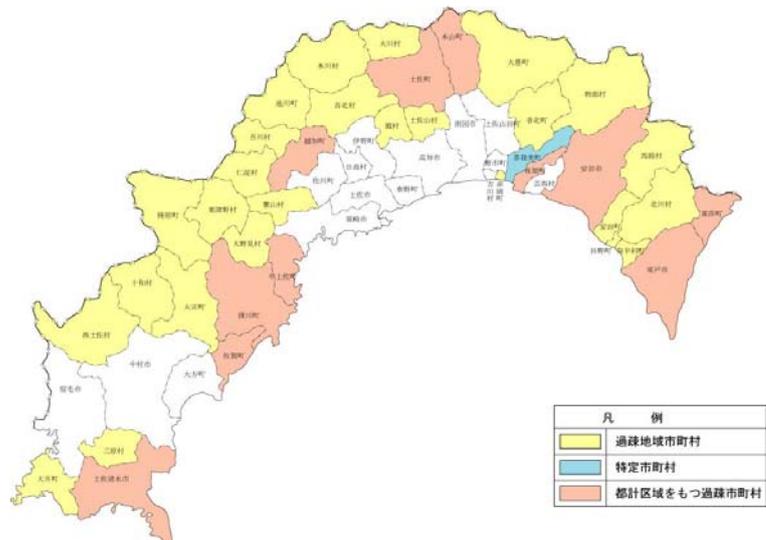
財政力要件 : 平成8年度から平成10年度までの3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下

過疎地域への対応

過疎地域に含まれる都市計画区域

| 都市計画区域名 | 都市名 | 都市計画区域 | |
|---------|-------|--------------|-------------|
| | | 面積 (ha) | 人口 (千人) |
| 室戸 | 室戸市 | 2,159 | 12.9 |
| 安芸 | 安芸市 | 524 | 8.6 |
| 土佐清水 | 土佐清水市 | 8,083 | 15.0 |
| 東洋 | 東洋町 | 1,570 | 2.3 |
| 香南 | 夜須町 | 1,162 | 3.9 |
| 本山 | 香我美町 | 1,080 | 5.5 |
| | 本山町 | 1,500 | 4.1 |
| 越知 | 土佐町 | 500 | 1.9 |
| | 越知町 | 665 | 4.9 |
| 中土佐 | 中土佐町 | 1,682 | 5.1 |
| 窪川 | 窪川町 | 7,442 | 8.0 |
| 幡 | 東佐賀町 | 1,600 | 3.4 |
| 過疎区域計 | | 27,967(31.6) | 75.6(11.9) |
| 全区域 総計 | | 88,544(100%) | 636.4(100%) |

(注)人口は平成12年国勢調査



過疎地域に含まれる都市計画区域は、平成15年現在、全16区域中10区域(24市町中12市町)、全都市計画区域面積の約3割、同区域人口の約2割を占め、そのウエイトは大きいといえます。これらの都市計画区域では、都市整備・都市計画の立場から、定住条件の整備、交流人口の拡大、観光振興その他の過疎対策や地域づくりに取り組んでいくことが求められます。

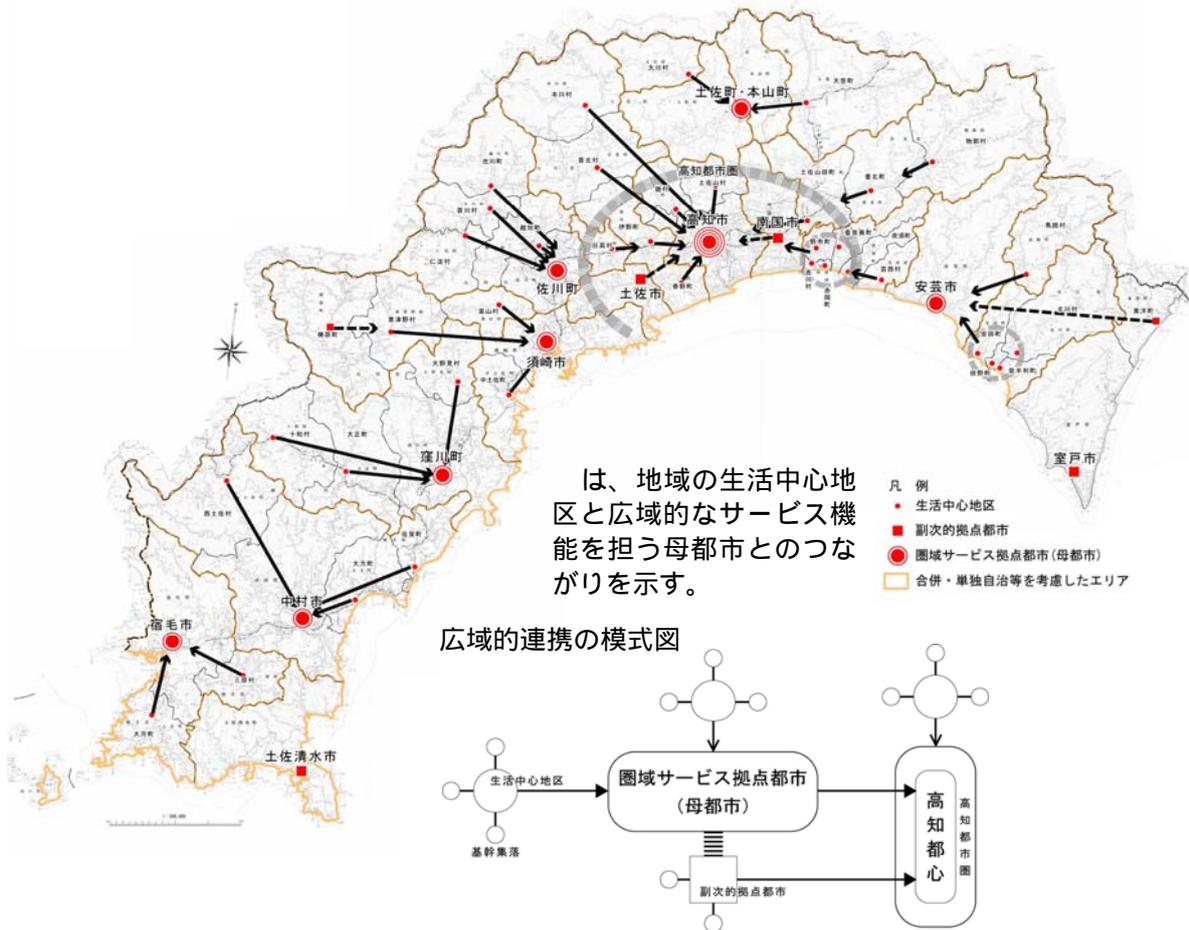
また過疎地域では、保健・福祉・教育・雇用(産業)などのサービスや機能を、1市町村を越えた広域的仕組みとして供給していくことになります。このため、圏域の拠点となるべき都市(母都市)においては、その都市自身が過疎であるなしにかかわらず、広域的に求められるサービスや機能を担っていく必要があります。

(3)高知市及び周辺地域への一極集中と、過疎地域への対応を考慮した広域都市連携

高知市及び周辺地域への集積効果の持続的発展と、過疎地域の自立促進をかみ合わせるには、日常生活や都市サービス・生産活動に関する広域的な都市連携を構築することが求められます。

このために、日常的な移動圏（例えば2時間圏）を考慮して、買い物・医療など身近なサービスから産業（雇用）・生涯学習など、ある程度高次サービスまで、広域的に連携して供給できる体系を構築していくことが必要です。

広域都市連携のイメージ



| | |
|---------------------|---|
| 生活中心地区 | * 身近な生活・都市サービス機能を担う。 <u>ほぼ現在の町村中心部に相当</u> |
| 副次的拠点都市 | * 「生活中心地区」と「圏域サービス拠点都市」の両方の性格を持ち、中間レベルの生活・都市サービス機能を担う。 * 地理的条件等から、ある程度の自立性が求められる <u>室戸市、東洋町、南国市、土佐市、梶原町、土佐清水市</u> |
| 圏域サービス拠点都市 (母都市) | * 自立発展に必要な生活・都市サービスを提供することが困難ないくつかの生活中心地区と連携して、その供給を担う。 (産業、雇用、起業、高次医療・保健・福祉、生涯学習・地域文化、定住促進など) <u>安芸市、本山町、佐川町、須崎市、窪川町、中村市、宿毛市</u> |

(4)中心市街地の再生

かつてにぎわいをみせていたマチの中心部で客足が遠のき、空き店舗が増え、人口や年齢構成が弱体化する中心市街地の空洞化が、多くの都市で見られます。

中心市街地の空洞化は、都市の更新が中心部のスクラップアンドビルドで進むのではなく、バイパス沿道など周辺部に商業等機能が移転することによって、中心部の活力が失われていく現象といえます。

中心市街地の再生を都市整備の重要テーマとする主な都市（高知広域は除く）

| | 中心市街地の課題 | 備考 |
|-----|---|-----------------|
| 安芸市 | *国道 55 号沿いへ大型店が進出、旧商店街の商業機能が衰退。 *市街地の街路整備を進めている。 | 中心市街地活性化基本計画を策定 |
| 土佐町 | *商業機能が衰退、人口が流出、空き家が目立つ。 | |
| 佐川町 | *大型店進出で既存商業が衰退。 *まち並み整備など“顔づくり”に取り組んでいる。 | |
| 須崎市 | *中心は密集市街地で、広域の集客力が弱まり、日常的な買い物をする最寄り型商業地になってきた。 *今後の整備重要地域とし、街路整備の成功事例をつくりたい。 | |
| 窪川町 | *商業機能衰退、空き店舗増大。 *37 番札所「岩本寺」へ導く回遊ルートをつくり、活性化を図る。 | |
| 中村市 | *人口が減少。 *観光客対応型商業を充実させる。 | 中心市街地活性化基本計画を策定 |

(注)課題欄は平成 14 年度に実施した各市町へのヒアリングによる。

(5)自然環境を都市づくりの源泉として

本県の都市づくりは、隣接県と山系で分断され都市機能のつながりを持ちにくい地理的条件や、平地が少なく小規模な居住地が分散立地する土地条件に大きく依拠しています。

地理的条件の面では、県境を越えた人・モノの移動が制約され、香川・愛媛・徳島の各県が相互の横のつながりや、中国・近畿経済圏との交流を高めているのに対し、ある意味で、パイの限られた独立的経済圏にならざるを得ない状況があります。

また、平地が少なく分散する土地条件では、独立的経済圏として都市機能の需要が限られるとともに、本来、大規模また連担するような流通・工業等の都市機能は形成されにくくなっています。翻ってみれば、これらの地理・土地条件による制約は、本県において自然環境そのものの位置づけが極めて大きいことを意味しています。

今日的なニーズに対して自然環境を上手に扱い、それによって交流人口を増やし、産業全体の底上げや定住促進に結びつけるような「連鎖」を実現していくことが重要であるといえます。この意味で、本県の自然環境は、都市づくりの主要な源泉となっています。

ネガティブな意識でなく、環境意識の高まりに対応した、一種の含み資産と捉えるべきといえます。

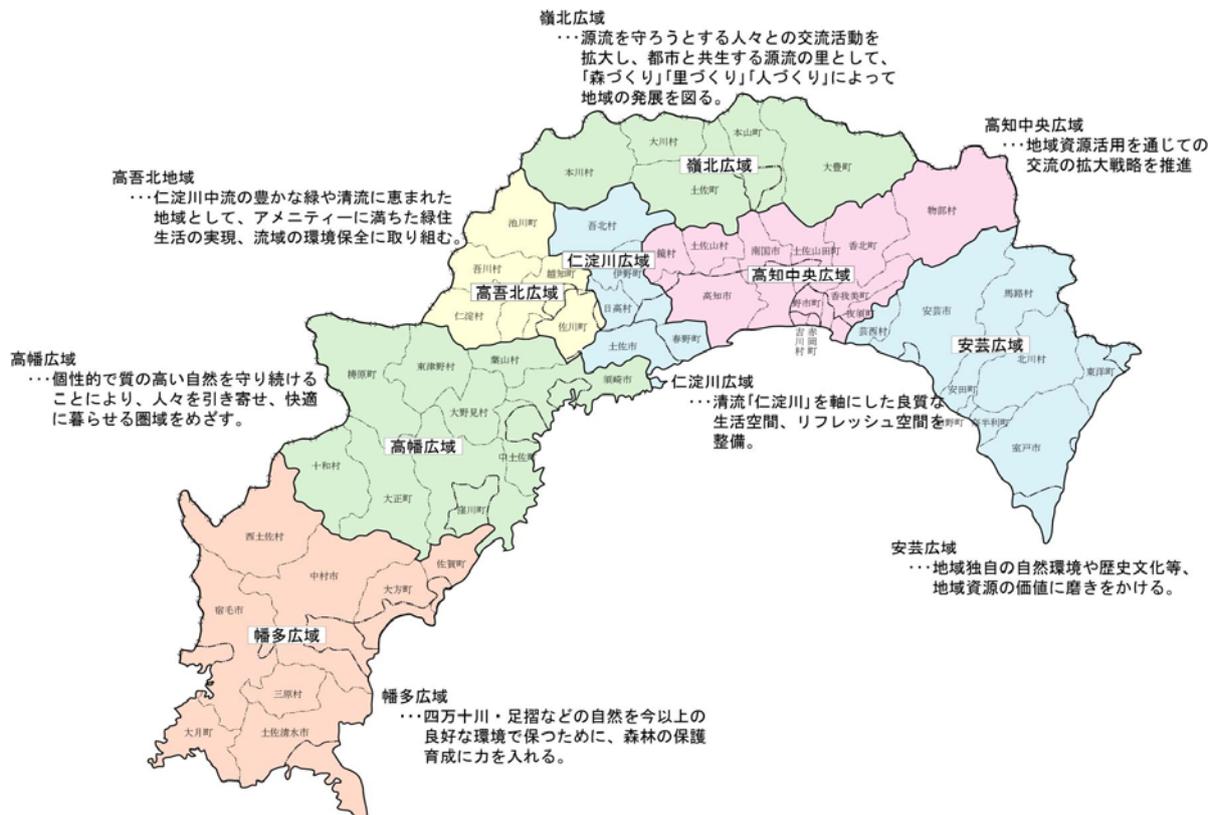
すでに、観光や交流、また園芸王国と形容される農業で道筋はつけられています。

*

*

都市づくりの源泉とする自然環境の扱いは一様ではありません。例えば、一面を捉えたものですが、広域市町村圏別の自然環境の扱い方は次のように特徴づけられます。

広域市町村別の自然的環境保全・活用の考え方



資料:広域市町村圏別地域戦略プラン

3. 県土の将来像

(1) 県土の将来像

県土の将来像を次のように設定します。

青い空、青い海、青い山、そこには自由な風がふく
～南国土佐の都市づくり～

この将来像を実現するための都市づくりの基本理念を次のように定めます

基本理念1 広域都市連携の構築

高知市を中心とする高知都市圏への都市機能の集積効果を生かしつつ、周辺地域の自立を促し、バランスのとれた県土をつくるため、日常生活や都市サービスに関して相互に役割分担を図る広域都市連携を構築していきます。

このために、それぞれの都市の役割を明確にしつつ、地域の都市・生活サービスを担う拠点都市を育成し、日常的な移動圏を単位として、買い物・医療など身近なサービスから産業（雇用）・生涯学習など、ある程度高次サービスまで、広域的に連携して供給できる体系を構築していきます。

基本理念2 自然環境を源泉とした都市づくり

高知といえば“豊かな自然”と連想されるように、青い海、青い山、そして清流四万十川に代表される豊かな自然環境があふれています。

この豊かな自然環境を、レクリエーション活動や体験学習などに活かして交流人口の拡大に取り組んでいくとともに、定住を促進する魅力ある生活環境づくりや、観光振興とともに、農林漁業や商工業など産業の底上げにつなげる仕組みづくりを行っていきます。

基本理念3 安全で人にやさしいまちづくり

今後発生が予想されている南海地震への対策を最重要課題として、津波などに対する防災施設をはじめ避難地や避難路の整備など、安全な都市づくりを進めるとともに、関連機関の防災ネットワークづくりや防災に対する啓発活動などに取り組んでいきます。

また、少子・高齢社会に対応するため、全ての人に配慮したユニバーサルデザインをコンセプトにして、バリアフリーの推進など人にやさしいまちづくりを進めます。

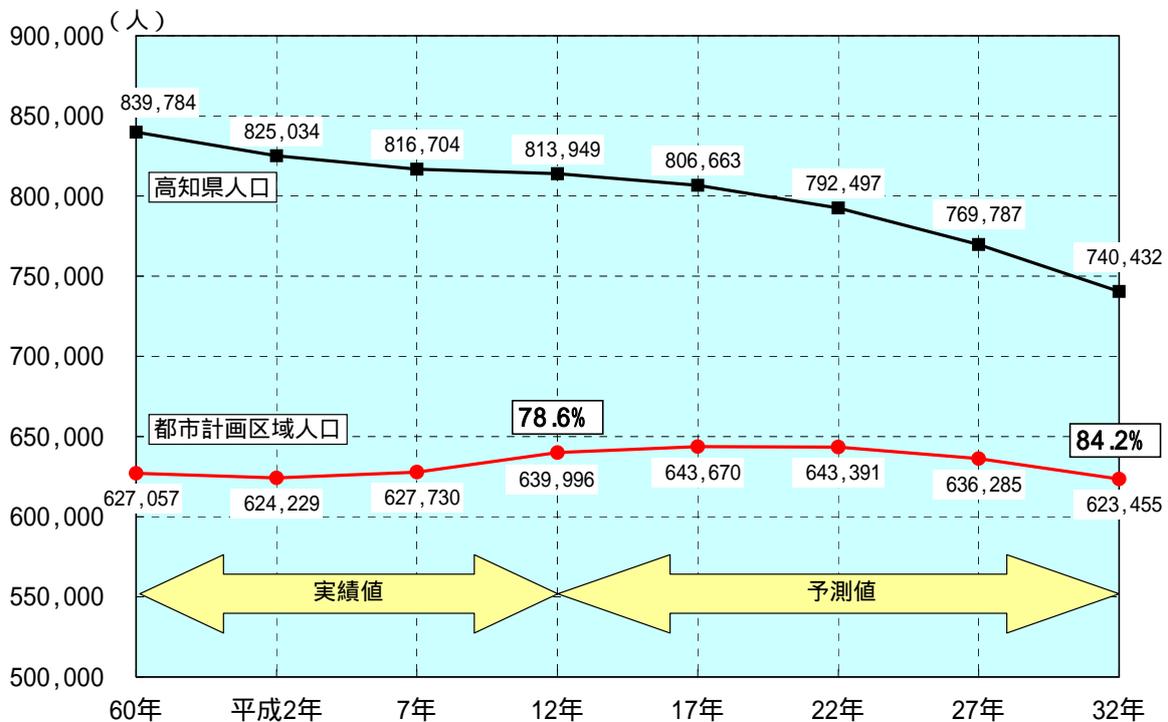
(2)将来フレーム

都市計画マスタープランの目標年である平成32年(2020年)の、高知県の人口及び都市計画区域の将来人口について、平成7年及び12年の国勢調査結果を基に、コーホート変化率法により推計を行いました。これは、平成7年・12年の間の人口動態が将来も同様に続くと仮定したときの人口を表します。

推計結果によると高知県全体で、目標年である平成32年には約74万人となり、平成12年現在の約81万人から大きく減少することが予想されます。

また、都市計画区域人口も平成12年現在の64万人から62万人へと減少することが予想されます。都市計画区域人口の高知県人口に占める割合をみると、現在は78.6%ですが、平成32年には84.2%となり、その割合が一層高まることが予想されます。

将来人口の予測



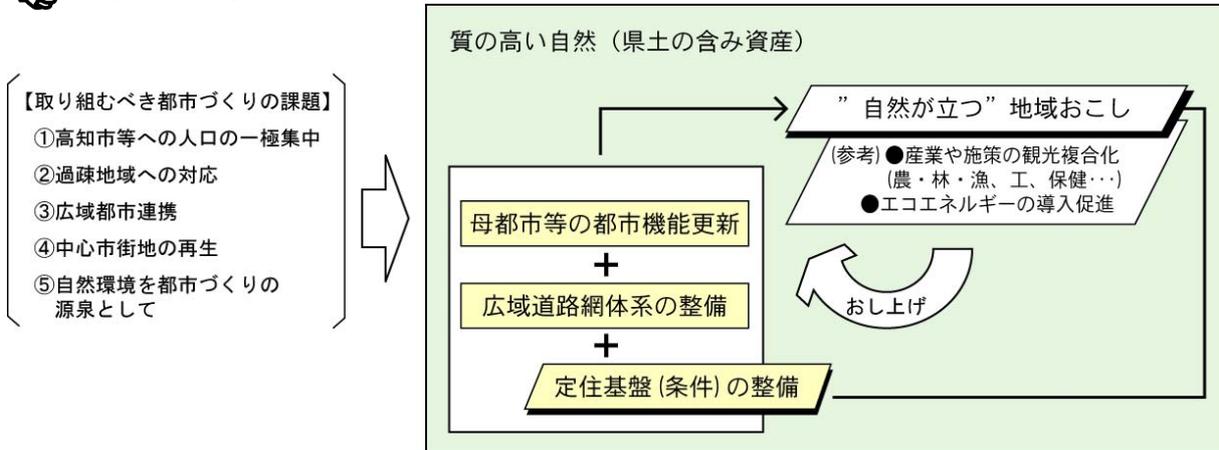
人口の予測等に都市活力の減退傾向がみられるため、地域の実情に即した都市施策を行うことにより、県土の持続的な発展を図ることができると考えます。

4. 県土づくりの方針

(1)自然が立つ戦略

質の高い自然を活用する地域おこし ——具体的には、観光を切り口にした政策を戦略的に展開し、これをテコに県土の将来像の実現に取り組んでいく方針とします。

県土づくりのキーワード



母都市（圏域サービス拠点）等の都市機能更新

広域都市連携によりバランスの取れた県土を作っていくためには、高知市等への過度の一極集中を防ぎ、それぞれの地域での拠点となる都市の育成が重要です。これらの母都市で、個々の町村単位ではまかないにくい高次の生活・都市サービスを供給できるような都市の再整備を行い、圏域として自立できる地域社会を目指します。

（注 1）比較的高次の都市サービス...たとえば産業、雇用、起業、高次医療・保健・福祉、生涯学習・地域文化、定住促進などの分野。

（注 2）母都市...安芸市、本山町、佐川町、須崎市、窪川町、中村市、宿毛市（周辺へのサービスを供給する都市）室戸市、土佐市、土佐清水市（自立性を持った都市）などを想定。高知市、南国市などは全県レベルのサービスを担う。

定住基盤（条件）の整備

若者や高齢者が魅力を感じる生活環境整備が必要となっており、生活サービスや雇用を担う母都市及びその周辺において重点的に実施し、質の高い県土の自然環境を活かしながら、定住基盤の整備に取り組んでいきます。

広域交通道路網体系の整備

地形条件がきびしい本県では、県土の骨格となる広域道路網形成がまだ十分とはいえず、産業振興や定住促進等の制約になっています。このために、県土全体の相互アクセス時間を短縮し、地域振興や地域の自立に資する広域道路網を整備していきます。

補足説明 地域づくりの戦略

～自然が立つ“観光戦略”が元気な高知をつくる～

👉 観光を切り口とした県土づくり

“自然が立つ”とは、県土の質の高い自然を象徴的な「含み資産」ととらえて、これを地域おこしに活用しようとする意図をあらわします。

その方法として、県土各所のナマの自然を味わう「観光」が有力な切り口になります。高知の自然が立つ「観光」戦略によって、経済基盤を強くし、定住を促進し、高知らしい活力ある都市づくりを進めるストーリーを持ちたいと考えます。



資料:「四国 21 世紀のビジョン」

(平成 15 年 3 月、四国地方幹線道路協議会)

👉 リーディング産業として

観光は経済波及効果が大きく、21 世紀の我が国のリーディング産業になるといわれています。産業としては、旅行・宿泊・運輸・飲食・小売り・アミューズメント、また農林水産業・製造業・建設業など、極めて広い裾野を持つ総合産業であり、行政施策としてもほとんど全ての分野に関わってきます。住民意識上も、住む土地への誇りや愛着を高め、住民自ら取り組む地域づくりの内発力を高めることができます。

——「住んでよし・訪れてよし」(首相官邸 HP、観光立国懇談会報告書)の県土づくりの切り口とってよいでしょう。

👉 外国人旅行者の受け入れ増加を

[本県の観光入り込み客数の増加を]

本県の県外からの観光入り込み客数は、近年 500 万人程度で推移しており、四国 4 県の中では最も低い水準にあります。

観光を切り口とした県土づくりを進め、県外からの観光入り込み客数を、さらに増加させる必要があります。

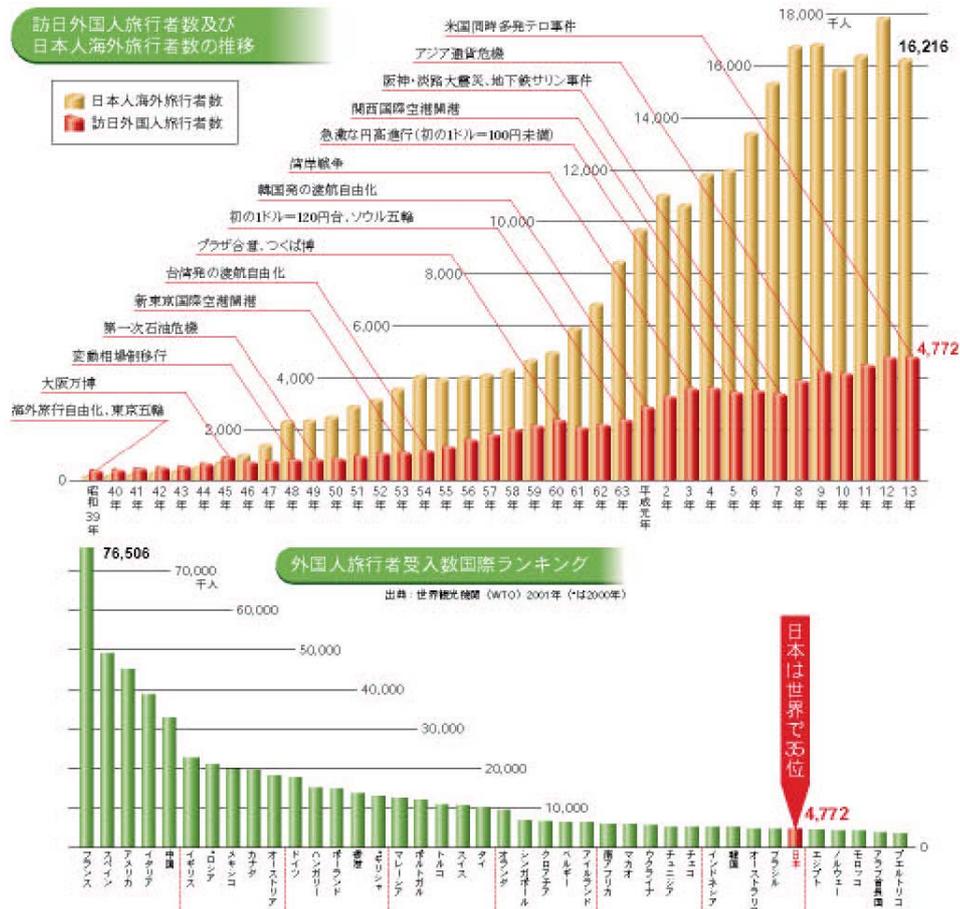
[外国人旅行者の受け入れ増加の意義]

観光振興に際しては、国内観光だけでなく外国人旅行者を増加させていくことが是非とも必要となります。

2001 年の日本人の海外旅行者は約 1,622 万人、これに対し外国人旅行者の受け入れは約 477 万人で 1/3 に満たず、観光に関する国際収支は 3.5 兆円もの赤字とされています。政府は観光立国懇談会を通じて、2010 年の外国人旅行者の受け入れを倍増し、1,000 万人とする目標を持っています。

外国人旅行者の訪日促進に際しては、質の高い自然・観光をもつ本県のような地方の役割が大きいですといえます。

国内の旅行者の獲得は、市場規模の限界や地域間競争の激化等により、ここ 10 年頭打ち傾向にあります。そこで海外からの旅行者の市場に目を転じ、外国人旅行者の増加を図ることが必要となります。このことは、県のイメージを向上させ、頭打ち傾向にある国内旅行者を増加させる効果も期待できます。



資料：「グローバル観光戦略」パンフレット
(平成 15 年 1 月 国土交通省)

(2)自然が立つ県土の空間構成

母都市や自然環境、広域道路網の配置により、県土空間の組み立てを行います。

母都市の配置

圏域サービスの拠点となる都市、また地理的条件等からある程度の自立性を持つ都市を母都市として選び配置します。

母都市は、圏域町村の状況や母都市そのものの性格によって、あるべき将来像を達成する道筋とレベルが異なります。それは、母都市各々の上位計画（総合計画、市町村マスタープランなど）に込められており、およそ次のように考えられます。

母都市のタイプ

| タイプ分類 | 該当する母都市 |
|-----------------|-------------------|
| 目玉となる地域資源を活用する | 室戸市、本山町、中村市、土佐清水市 |
| 地域商業・流通機能を高める | 佐川町、窪川町 |
| 産業・流通機能等をベースとする | 須崎市、宿毛市 |
| 住宅都市として | 安芸市、土佐市 |

自然環境の要素

[しまんと流域環境形成地域]

- * 四万十川流域を一体とした環境形成を図るべきゾーンとします。
- * 四万十川にかかわる自然・景観・くらし・地域文化が織り込まれた地域として育成します。

[しまんと・あしずり環境遷移帯]

- * 現在別々に扱われている感のある“しまんと・あしずり”を、山～川～海に至る有機的なつながりを持った自然の系として再認識するとともに、汽水域（河口付近）の環境遷移帯については生態上の意義を明らかにし、観光への利用価値を検討します。これにより、環境遷移帯を自然環境保全に新たな視点を入れた観光シーズとして活用していきます。

注) 汽水域...海水と淡水が混ざった水域

[物部川・仁淀川流域]

- * 物部川や仁淀川空間の豊かな自然環境を保全し、高知市に近接したりフレッシュ空間として活用するとともに、流域における潤いある生活空間や農村景観の形成に努めます。

[嶺北水源地域]

- * 四国のシンボリックな水源地域として、国土・環境保全機能を担います。
- * 都市と共生する四国の源流の里として、広域交流事業や情報発信等を進め、これを修学旅行での間伐体験など新しい形の林業等発展へ結びつけるゾーンとします。

[魚梁瀬・馬路の山]

* 県木「魚梁瀬杉」とゆずの産地、人と自然が共同で作り上げた自然林の傑作。自然体験型レクリエーションゾーンとして活用していきます。

(千本山は林木遺伝資源保有林(魚梁瀬杉保護林): 180ha)

[四国カルスト]

* 本県の梶原町、東津野村、愛媛県の柳谷村、野村町にまたがるカルスト高原。風を感じる自然学習型のレクリエーションゾーンとして活用していきます。

(日本三大カルストのひとつ)

[海洋深層水イメージ海域]

* 海洋深層水が海中の陸棚急斜面に沿って海面近くへ上がってくる海域を、海洋深層水イメージ海域としてあらわします。

[土佐黒潮扇のかなめ]

* 扇形をした県土のカナメの位置に相当する海域を、土佐黒潮のイメージが集約する所として、物語性を持たせ象徴的に扱います。

.....Cf.くじらの出入口、竜宮の入口.....

広域道路網

縦断方向を臨海側と内陸側の2系統とし、これを放射道路で横断するラダー（ladder：はしご）状の体系とします。



臨海縦断幹線...県土全域の速達性を担います。

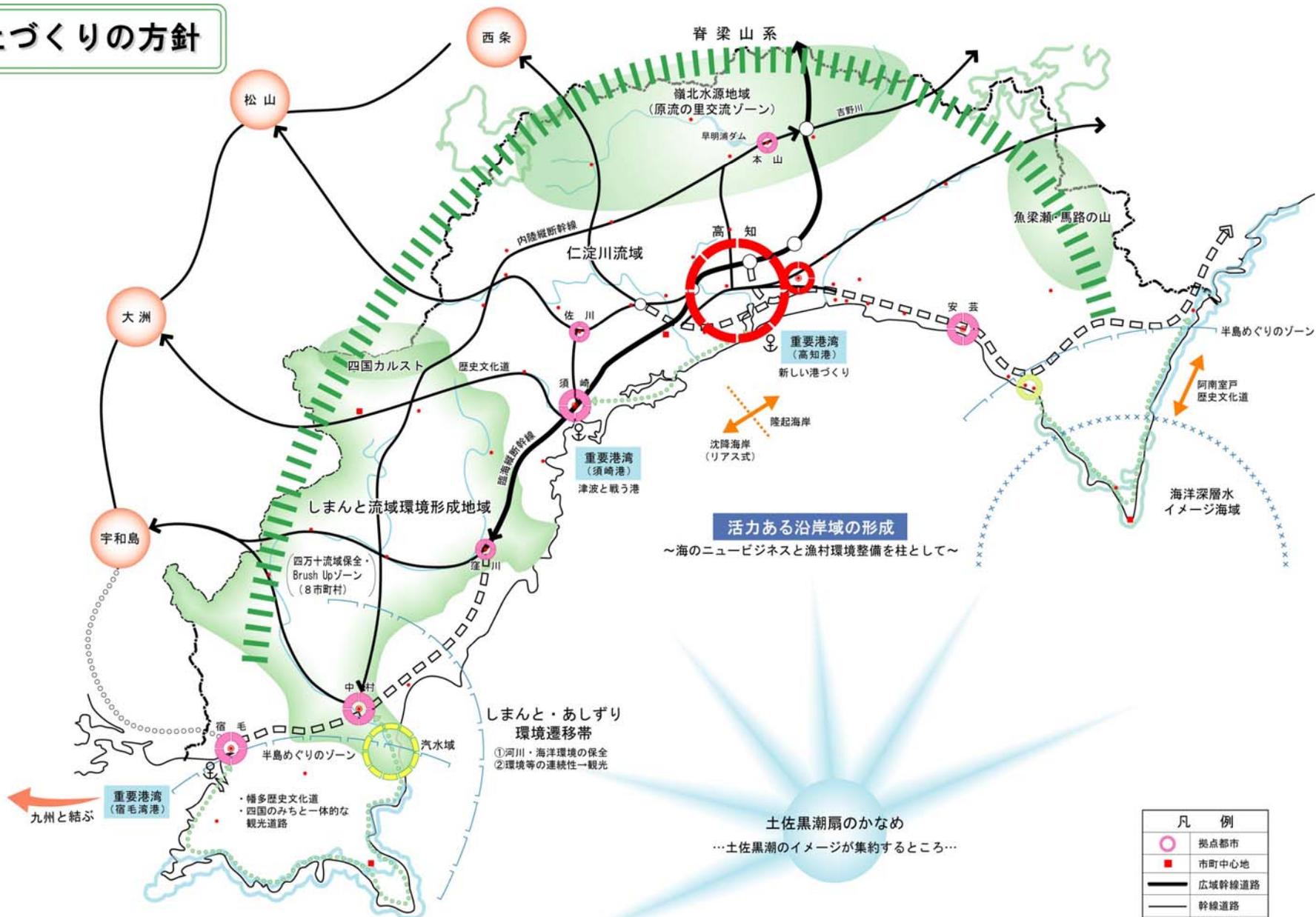
(高規格道路及び国道55号、56号)

内陸縦断幹線...放射道路等をつなぎネットワーク性能を高めます。中山間地域の振興を担います。(国道439号等)

放射道路...臨海～内陸を接続します。県外の主要都市へ至る道路であり、県境を越える物資輸送路としての役割も大きくなっています。

[例:八幡浜 大洲 須崎 高知港 ⇄ (大阪・東京)]

県土づくりの方針



活力ある沿岸域の形成

～海のニュービジネスと漁村環境整備を柱として～

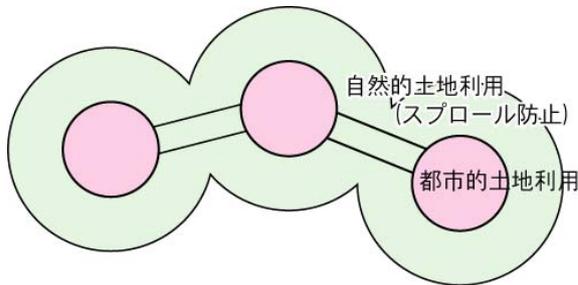
土佐黒潮扇のかなめ

…土佐黒潮のイメージが集約するところ…

| 凡例 | |
|----|--------|
| ○ | 拠点都市 |
| ■ | 市町中心地 |
| — | 広域幹線道路 |
| — | 幹線道路 |

(3)土地利用の方針

- 👉 都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図りつつ、人口規模に応じ環境にやさしいコンパクトな都市づくりをめざします。



例:高知市都市計画マスタープラン
...都市と自然のバランスがとれたコンパクトなまちづくりをめざしています。

基本理念
コンパクト、にぎわい、安全、風情、快適、環境

- * 都市部周辺は農地の保全対策、または計画的市街化によりスプロールを防止します。
- * 混住化が進む農業農村地域では、営農条件の保全対策を講じていきます。

- 👉 圏域の中心的な生活・生活サービスを担う市街地（母都市など）は、土地の高度利用、安全性確保、景観形成、バリアフリー等に配慮した都市の整備を行います。

- 👉 合併によって都市規模が拡大する新市町は、その都市のあるべき新たな土地利用計画を作成し、都市機能と環境の整備を図ります。

- 👉 新たな幹線道路整備などにより市街化が予想される、また期待される地区は、都市計画による計画的市街地形成を図ります。



(注) IC: インターチェンジ

- 👉 県土を特徴づける豊かな自然環境は、水系でつくられる地域の範囲に配慮しつつ、その活用・保全に努めます。(環境保全、観光戦略)

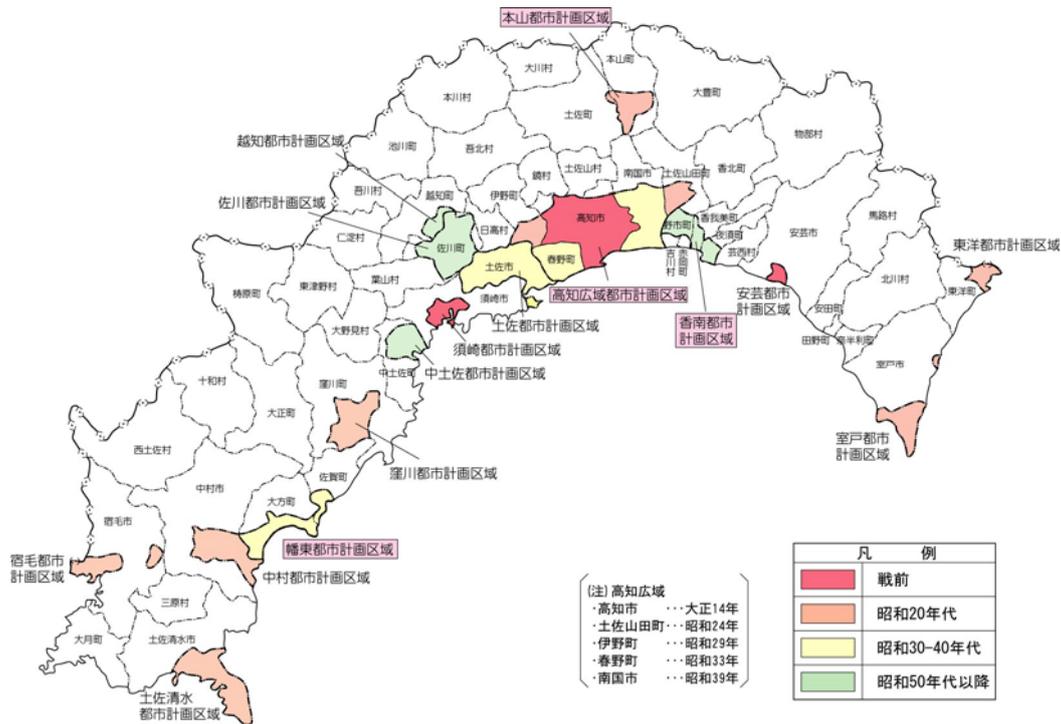
(4)都市計画の方針

都市計画区域

現在、本県では16の都市計画区域を指定しています。最初の都市計画区域の指定は高知市の大正14年から夜須町の平成11年まで様々ですが、各々の都市整備に応じて必要な見直しを行いつつ今日に至っています。

最初の都市計画区域の指定年代が古い都市は、かつて地域の中心としての性格が強かった都市であり、これらの大部分は現状においても母都市としての役割が期待されている都市となっています。

最初の都市計画区域決定年代の区分（区域は現状の区域）



また、直近の都市計画（変更）決定から長い年月変更されない区域も少なからずあり、都市の将来像をおよそ20年で見直して施策展開を図ることを考えれば、人口、産業構造、都市インフラの変化、そして都市の将来像の面から、その妥当性についての再検討が必要であると考えられます。

長期間変更のない区域（直近の変更決定から現在までの年数が30年を超える区域）

| 都市計画区域 | 当初決定 | 直近の(変更)決定 | 現在まで見直しのない年数 |
|--------|-------|-------------|--------------|
| 安芸 | 昭和11年 | 昭和11年(変更なし) | 67年 |
| 須崎 | 昭和11年 | 昭和11年(変更なし) | 67年 |
| 東洋 | 昭和28年 | 昭和28年(変更なし) | 50年 |
| 土佐 | 昭和29年 | 昭和34年 | 44年 |
| 室戸 | 昭和25年 | 昭和36年 | 42年 |
| 本山 | 昭和29年 | 昭和44年 | 34年 |

都市計画区域については都市整備、また高速自動車道等幹線整備に伴う市街化の動向等を踏まえつつ、区域の指定、変更を行っていくものとします。

都市計画区域の指定・変更を検討する区域

| 種類 | 都市計画区域 | 対象市町 | 要件 |
|----|--------|------------------|---|
| 新規 | - | 安田町、田野町、 奈半利町 | ・国土利用計画との整合を図るため。 ・阿南安芸自動車道の整備をうけて計画的な市街地整備を図るため。 |
| 変更 | 高知広域 | 高知市 | 国土利用計画との整合を図るため。 |
| | 室戸 | 室戸市 | 吉良川地区周辺の整備及び保全を図るため。 |
| | 安芸 | 安芸市 | 国土利用計画との整合を図るため。 |
| | 土佐 | 土佐市 | 国土利用計画との整合を図るため。 |
| | 須崎 | 須崎市 | 須崎東 IC 周辺の環境の保全を図るため。 |
| | 中村 | 中村市 | 市町村合併による区域の見直し。 |
| | 本山 | 土佐町 | 市街地の拡大を図るため。 |
| | 幡東 | 佐賀町 大方町 | ・四国横断自動車道の延伸に伴い、IC 周辺において計画的な土地利用を図るため。 ・市町村合併による区域の見直し。 |

土地利用計画

)区域区分制度の適用

今後人口減少や少子高齢化が進む中で、効果的な都市整備を図っていくために、人口規模に応じたコンパクトな都市づくりが求められます。コンパクトな都市づくりに向けて、市街地の無秩序な外延化を抑制し、周辺の農業・自然環境の保全を図りつつ計画的な市街地形成を図るために、区域区分の制度は必要なものと考えられます。

このため、高知広域都市計画区域及び人口増加や世帯数の増加などによる市街地の拡大が見込まれる都市計画区域においては、市街地外延部の無秩序な市街化を抑制し、周辺の自然環境との調和に配慮した適正な土地利用を図るために、区域区分制度を適用します。

)地域地区制度の積極的な導入

中心市街地における土地の高度利用、低層住宅地における住環境の保全など土地の特性や、まちづくりの方針に応じて計画的に土地利用を誘導していくために、用途地域をはじめとする地域地区制度を積極的に導入していくこととします。

都市計画区域の、DID（人口集中地区）や準DID地区、また既に市街地が形成されている地区、良好な住環境等を保全する必要がある地区などは、原則として地域地区制度の導入を検討します。

(注)DID地区：市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域。

準DID地区：市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接して、その人口が3,000人以上5,000人未満の地域。

)用途白地地域における土地利用

都市計画区域のうち用途地域が指定されていない地域(以下「白地地域」といいます。)は、これまで明確な土地利用の規制や誘導が行われなかったために、良好な田園環境や自然環境が保たれてきた反面、周辺環境と整合しない開発や大規模建築物などの立地もみられるようになっていきます。

白地地域においては、開発の適正な規制・誘導を行い、農業環境、自然環境の維持・保全に配慮したゆとりある居住環境の育成を図るために、地域地区の指定や地区計画による地域づくりを検討します。

なお、平成16年4月からは建築基準法により、地域の実情にあわせた建ぺい率・容積率等を定めています。

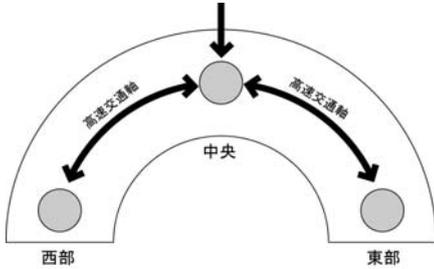
5. 都市づくりの方針

(1) 都市施設

道路

☞ 広域道路網体系を構築

高速交通軸により全県の到達時間短縮を図ります。

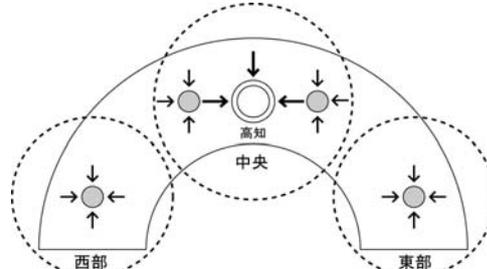


高知市から2時間圏を目指す



* 高規格の道路の整備

日常的な都市活動や生活サービス等のための幹線体系を構築します。



同一生活圏の市町村間を30分以内で結ぶ



- * 圏域における拠点都市へのアクセス道路整備
- * 拠点都市間、拠点都市～高知市への都市連絡道路を整備

☞ 機能を形成・強化する

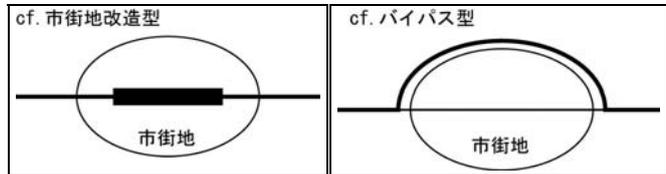
観光・交流に役立つ道路の機能強化やサービス水準の向上を図ります。

- * 主要観光地域の観光道路
- * 県際道路
- * 四国のみち、新四国のみち

都市内道路の機能の拡充を図ります。

- * 地域内を結ぶ幹線道路を整備

都市機能を更新する道路整備を推進します。



- * 拠点都市の都市機能更新
- * 合併新市等の都市機能拡充

☞ 道づくりへの配慮

防災

...災害時における避難路や代替路・緊急輸送路の確保とともに、土砂災害等に対する予防などの道路の防災対策を推進します。

自然環境、生活環境保全

...道路整備に際し、自然環境の保全や安全な生活環境の形成に配慮するとともに、公共交通の利用促進を図り、環境負荷の少ない交通体系を目指します。

道路景観

...道路景観は地域の文化意識を表すバロメータであると認識し、高知らしい道路景観の整備、また沿道の看板規制など沿道景観の向上に努めます。

安全な道路

...道路の安全対策やバリアフリー化を推進し、お年寄りや児童などが安心して利用できるような道路空間を創ります。

公園・緑地

都市防災や都市環境・景観形成、健康づくり、レクリエーション振興また地域交流の拠点として、公園施設及び市街地周辺の自然環境を含めた都市緑地の整備を図るとともに、市街地内における“里山”など自然環境を保全していきます。

安全・安心な地域づくりに向けて

地域のコミュニティと連携した避難地としての公園・緑地また避難路のネットワーク、延焼防止帯やオープンスペースとしての機能など、災害時における防災機能を兼ね備えた公園・緑地整備を推進します。

広域レクリエーション活動等の促進、自然との共生に向けて

地域の人々の健康づくりや広域的な交流などスポーツ・レクリエーションの場の確保は重要であり、質の高い自然環境や歴史・文化資源を活かした広域的公園の整備を進めます。また、これを考慮した緑のマスタープランの策定に取り組んでいきます。

下水道等及び河川

本県は恵まれた地理的条件から美しい河川や海に恵まれ、豊かな自然環境が保全されていますが、生活環境の向上や自然環境の保全を図る下水道等の整備は全国的にみても遅れた状況にあり、今後積極的な整備促進を図っていきます。

また、台風の常襲地であることや局地的な集中豪雨によって浸水被害なども頻繁に起きており、河川改修や内水排除等を促進していきます。

地域特性に応じた下水道整備の推進

健康で快適な生活環境の確保や河川・湖沼・海域等公共水域の水質の保全を図るために、市街地などにおいては公共下水道・流域下水道・都市下水路の整備を、また農漁村集落においては農業・漁業集落排水事業や浄化槽の設置を推進するなど、地域の特性に応じた効率的な整備を推進します。

また、リサイクルの取り組みとして、処理施設などにおける処理水・汚泥等の資源の有効利用を進めていきます。

地域の自然や文化に配慮した河川整備の推進

地域の自然的特性や風土・文化に配慮した河川整備を進めます。またこれにあわせ、まちづくり・むらづくりの観点から、水辺空間の利用や、管理について市町村や地域住民と協力した取り組みを進めていきます。

その他の施設

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活の向上を図るため、広域的な視点から都市施設の整備を行います。

特に、今後増加が見込まれるごみや産業廃棄物処理施設については、関係住民等へ配慮するとともに、家庭での生ごみ処理やリサイクルなどにより、排出ごみや廃棄物の削減に努めます。

(2)都市防災

例年多発する台風や集中豪雨による水害や土砂災害、発生が予想される南海地震による被害など、災害に対して十分な対策を講じていくことが必要です。過去の災害や阪神・淡路大震災等での教訓を生かしながら、災害の未然防止、災害時における安全の確保など、災害につよい都市づくりを推進します。

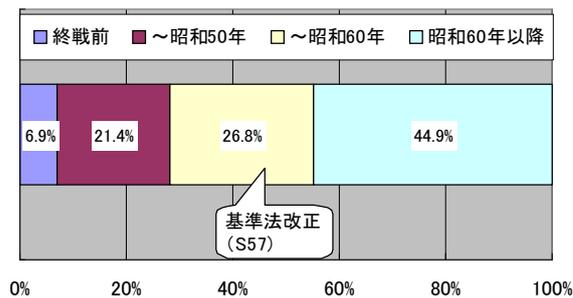
👉 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難・救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、地域防災拠点等を系統的に配置します。さらに、道路・公園・緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高めます。

👉 建築物の耐震化・不燃化

公共建築物等の耐震・不燃化を促進するとともに、建築物の耐震診断や建築敷地内の緑化等を進めます。

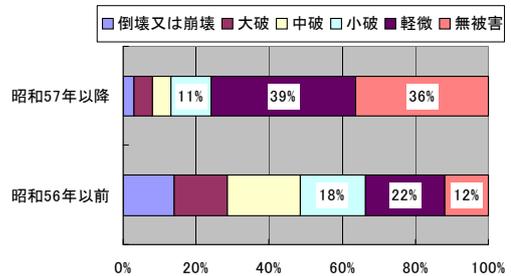
建築の時期（住宅・土地統計調査、平成10年）



資料:住宅・土地統計調査

阪神・淡路大震災における建物の被害状況は、昭和56年以前に建築された建物の被害が顕著でした。被害の多くは、建物の粘り強さや強度が不十分であったり、建物が経年劣化を起こしていたり、老朽化していたと考えられています。

(参考:昭和57年建築基準法改正)



👉 水害・土砂災害の予防

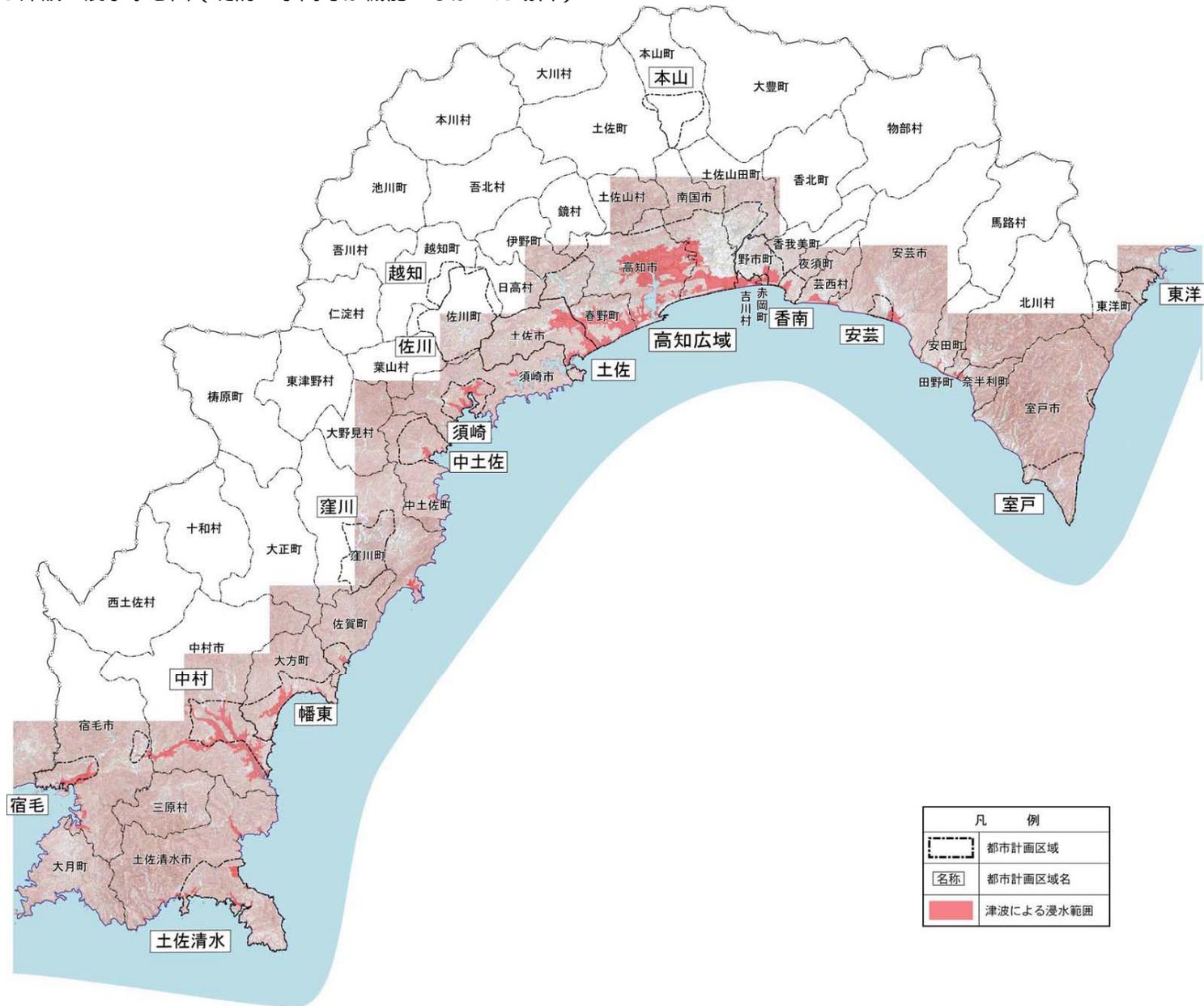
台風や集中豪雨による水害や土石流・地滑り・がけ崩れ等の危険を予防するため、必要に応じて土地利用規制や建築規制等を検討していきます。

👉 南海地震津波対策

約700kmに及ぶ海岸線は、常に津波被害の危険にさらされており、特に高知以西のリアス式海岸線の湾入部では、これまでも繰り返し津波被害を受けてきました。

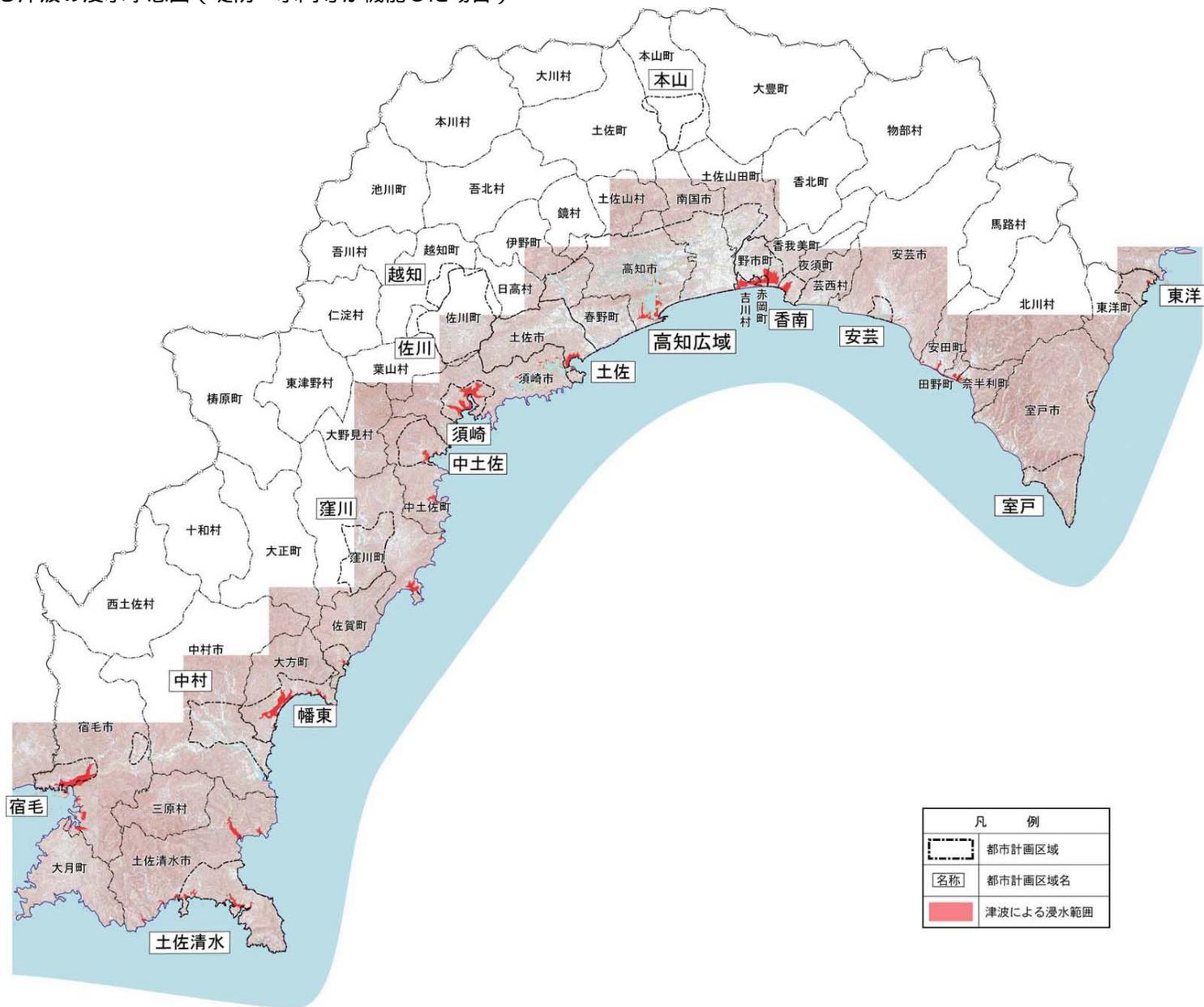
今後、発生が予想されている南海地震に対して、特に津波による浸水被害が懸念される地域については、ハード・ソフトの両面から積極的に防災対策を講じていきます。

南海地震による津波の浸水予想図（堤防・水門等が機能しなかった場合）



資料:高知県津波防災アセスメント調査事業 第1次調査結果

南海地震による津波の浸水予想図（堤防・水門等が機能した場合）



資料:高知県津波防災アセスメント調査事業 第2次調査結果

(3)自然環境の保全・活用

私たちの身の回りにある豊かな自然環境は、潤いのある景観や快適な環境を提供し、地域の文化と一体化した存在です。

県土づくりの方針である“自然が立つ”の実現に向けて、本県の個性的で質の高い自然の価値を誇りに思い、今後とも自然環境を大切に保全していきます。

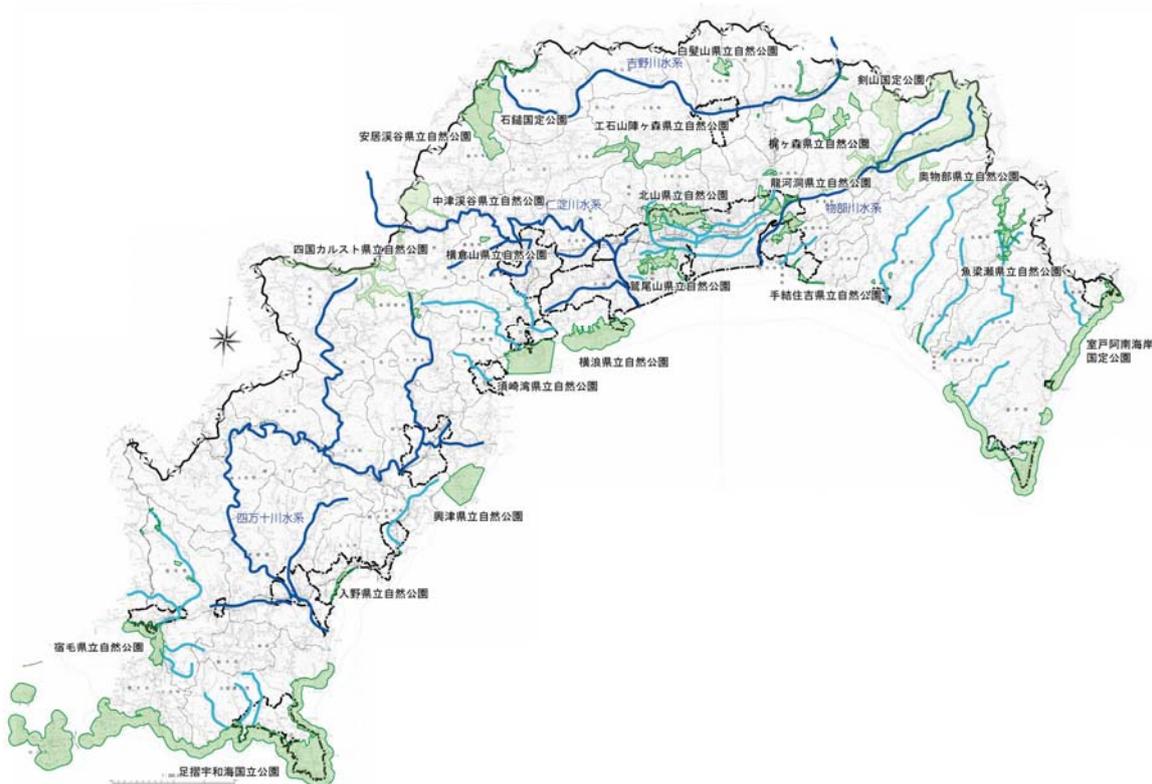
海、川の保全・活用

太平洋や四万十川・仁淀川・安田川に代表される清流は、より自然度の高い環境に親しむことができるよう保全に向けて取り組んでいます。



山の維持、保全・活用

「木の文化県構想」の基本理念を踏まえ、木を育て、親しみ、活かす“人と木の共生”を図ります。特に、都市計画においては、緑地や森林を保全し都市施設等の整備で木材の利用を拡大していきます。



(4)福祉のまちづくり

高齢者や障害者はもとより、すべての人が安全・快適にまちを移動できるまちづくりが求められています。また、福祉施設づくりにおいても福祉サービスの効率的な運用や、施設づくりをまちづくりの契機として、安心して生活できる市街地形成をめざすことが必要です。

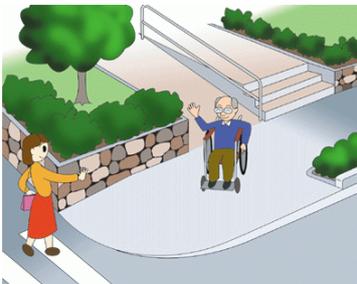
このようなまちづくりのために、関係分野と協力しつつ、成果を達成できる施設整備を推進していきます。

☞ 歩いて生活できるコンパクトなまちづくりや、すべての人が安心して自由に移動できるまちづくりを進めます。

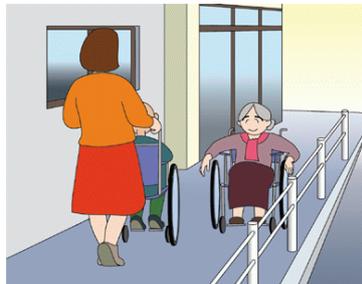
☞ 道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設、バスや鉄道などの公共交通のバリアフリー化を進めます。

...例えば...

歩道のバリアフリー化



ゆとりある歩道



スロープの設置



建物のバリアフリー



低床バス



心のバリアフリー



[高知県内における取り組み]

高知県人にやさしいまちづくり条例（平成9年3月制定、平成11年12月改正）

...公共的施設の整備、特定施設の整備、公共輸送車両等の整備、住宅の整備

高知市...交通バリアフリ - 基本構想策定(平成15年4月)

安芸市...都市計画道路歩道部のバリアフリー化

中村市...デマンドバス「まちバス」の運行

佐川町...公共施設のバリアフリー化

西土佐村...西土佐村障害者福祉計画策定（平成5年）

(5)都市景観の方針

優れた都市の景観づくりは、住民・事業者・行政が、それぞれの責務を持って取り組むことが重要です。景観条例やガイドラインなど基本的枠組みを構築し、住民が親しみと誇りを持てるような都市景観づくりを進めていきます。

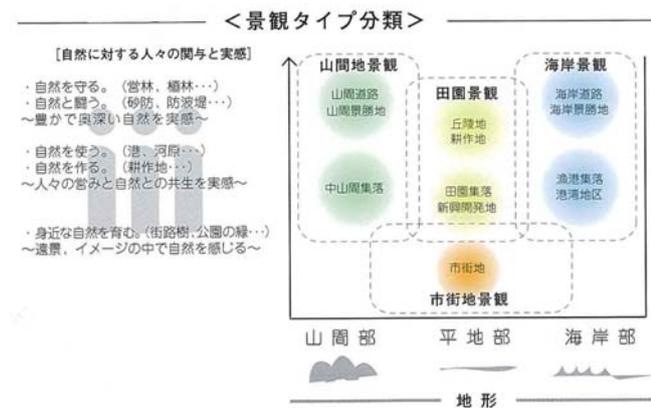
- ☞ 良好なまち並み景観を守り育てる住民意識の高揚に努めます。
- ☞ 良好な都市景観の保全と誘導に努め、都市デザインの向上を図ります。
- ☞ 地区計画の普及を図り、これを活用した都市景観づくりを進めます。
- ☞ 住民、事業者、行政の役割を明確にし、住民とともに景観づくりを進めます。

(参考)景観に関わる地域地区等の都市計画

- | | |
|----------|---------------|
| * 特別用途地区 | * 風致地区 |
| * 特定街区 | * 伝統的建造物群保存地区 |
| * 景観地区 | * 地区計画 など |

(参考)景観ガイドラインによる取り組み(平成12年3月)

景観に対する意識を高め、ガイドラインに基づいた市町村への支援等を通じて景観の改善をめざしています。



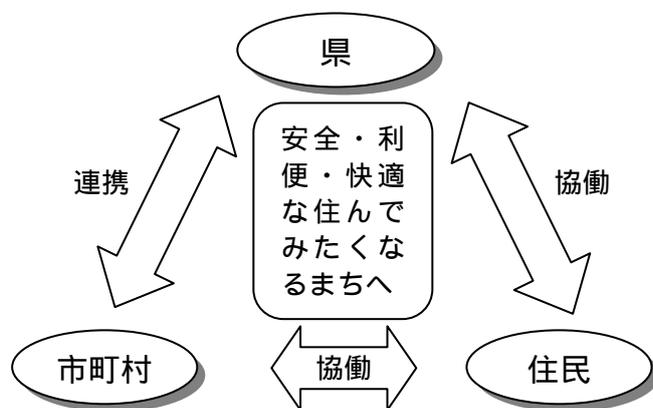
[高知県における取り組み状況]

- * 佐川街並み景観条例(平成5年7月)
- * 高知市都市美条例(平成8年4月)
- * 安芸市まちづくり景観条例(平成9年3月)
- * 奈半利町ふるさと景観条例(平成14年3月)

(6)住民参加のまちづくりに向けて

まちづくりには、まちづくりに対する住民の合意を経て、都市計画を着実に進めることが求められます。住民と行政が役割や責任を分担しながら協働してまちづくりを進めるために、都市計画の手続きにおける住民参加の機会を拡大していきます。

まちづくりにおける住民参加の基本スタンス



[住民参加のめざすべき方向]

都市づくりを担う人材の育成

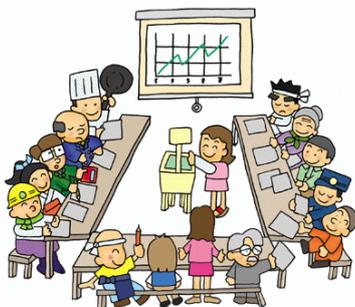
よりよい生活環境の整備

より身近なコミュニティの構築

[住民参加の舞台]

まちを知る

- * まちの魅力発見
- * ワークショップによる意見集約
- * まちづくりの意見交換



まちづくり組織の活用

- * まちづくり協議会・NPO活用
- * 防災・観光ボランティアの活用
- * 町内会・老人会の活用



まちづくりを学ぶ

- * まちづくりリーダーの育成
- * 先進地視察・研修会の開催
- * まちづくり説明会・公聴会開催



まちづくりへの参加

- * まちづくり委員の公募
- * まちづくりイベントの実施
- * まちづくり計画の提案



(3)都市づくりの方針

拠点都市の機能拡充

東部圏域においては、安芸市及び室戸市が拠点都市として位置づけられます。安芸市は周辺町村への都市・生活サービスを供給する都市として、また室戸市は地理的条件から自立性を持った個性豊かな都市として、都市機能の拡充を図ります。

新たな都市拠点の整備

安田町、田野町、奈半利町、北川村のいわゆる中芸地域は、安芸市・室戸市・東洋町のちょうど中間に位置する交通結節点となっています。今後、阿南安芸自動車道の整備が進むことによって、市街化圧力が高まることが予想されるため、都市計画区域の指定を検討し、都市基盤を整備するなどにより新たな拠点として育成していきます。

広域道路網の整備促進

東部圏域は、県中央部から離れた地理的条件や、不利な広域交通条件が産業振興などの制約となってきました。今後は、高知東部自動車道や阿南安芸自動車道など高規格の道路整備を促進し、圏域振興の条件整備を図っていきます。また、拠点都市による周辺地域へのサービス供給を円滑に行うため、拠点都市間及び周辺町村からのアクセス道路の機能強化を図ります。

定住基盤（条件）整備の促進

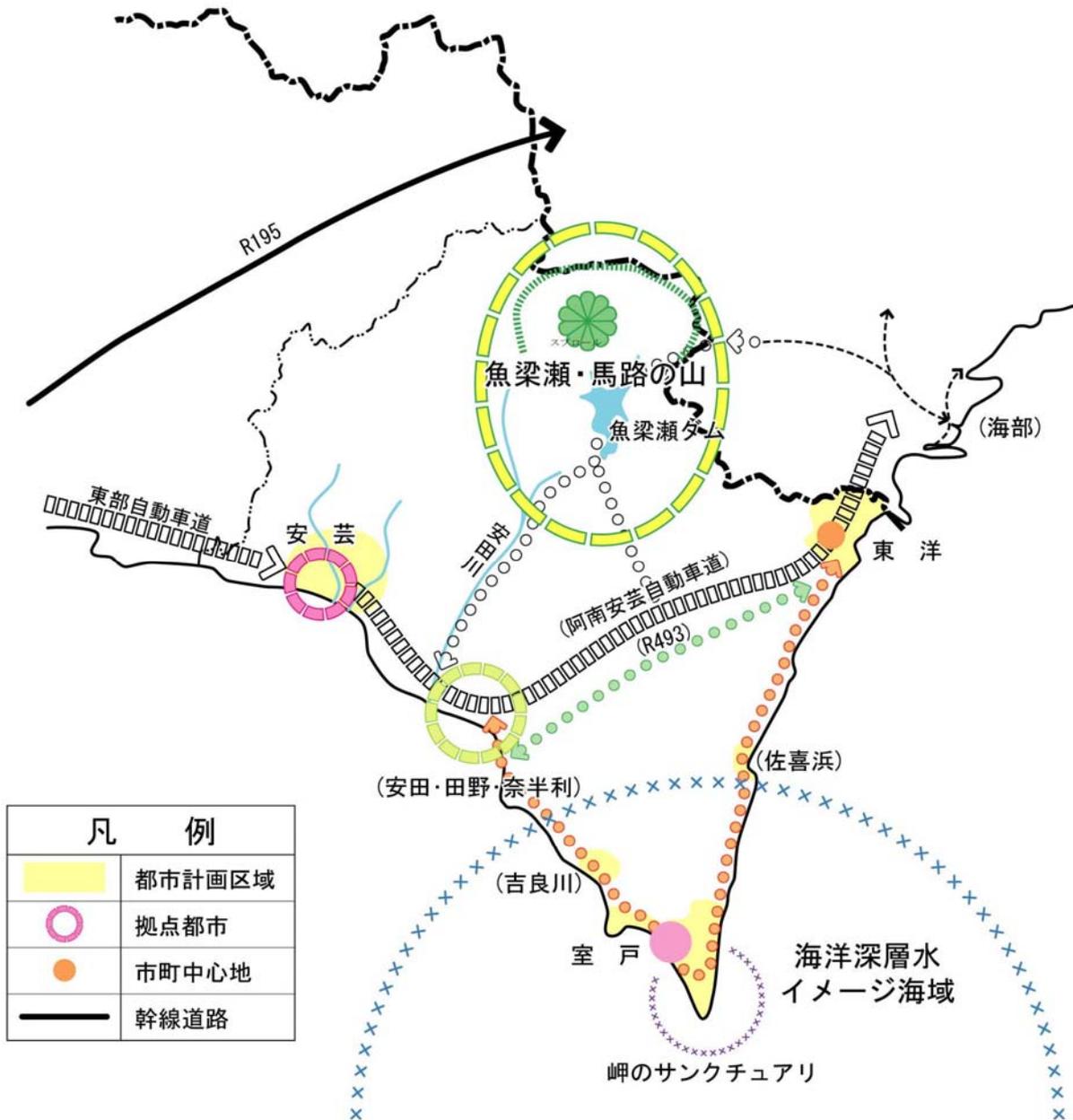
定住を促進するためには、若者や高齢者などが魅力を感じる生活環境整備が必要です。このため、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線の開通で、高知市への通勤圏となった圏域西部を中心として、新たな都市住民を受け入れられるよう、自然共生型住宅供給など多様なニーズに対応するとともに、既存の市街地や集落地においても住宅密集地を改善し、魅力ある生活環境づくりを進めていきます。

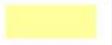
自然環境の保全と活用

海・山の良好な自然環境を保全し、その価値を十分に発揮できるよう活用していきます。

室戸岬の周辺では、これまで観光資源としてきた岬の自然景観や史跡に加えて、近接する室戸市街地のたたずまいも、歴史的な岬のまちとして組み入れていきます。また、東洋町生見海岸における海浜スポーツや、馬路村における温泉保養等といった、体験型・滞在型レクリエーションについては、自然の魅力を活かしながら利活用を図っていきます。

【都市づくりの方針図】



| 凡 例 | |
|---|--------|
|  | 都市計画区域 |
|  | 拠点都市 |
|  | 市町中心地 |
|  | 幹線道路 |

2. 中央広域

(1) 現況と課題

中央広域は高知市を核として、これと結びつく市町村や、須崎市などのサブ都市を介して間接的に高知市と結びつく市町村の段階構成による圏域です。

この圏域では高知市及び周辺地域に人口・都市機能が集中し、市街地周辺でスプロールや基盤整備の遅れによる居住環境の問題が生じています。一方、周辺の山間地域では、人口流出や高齢化の進行などにより活力が低下した過疎地域が広がっています。

圏域を結ぶ広域幹線として、国道 32、33、55、56 号のほか高速道路が加わり、臨海部では利便性が高まりましたが、内陸部における幹線道路はまだ不十分な状況です。

今後は、高知市の都市機能を補完し、周辺地域の生活・都市サービスを担う拠点都市の育成と、都市機能の連携、そのための交通網整備などが求められています。



中央広域の構成市町村

(2) 圏域の将来像

中央広域における都市づくりの基本理念を次のように設定します。

***** 高知市を要とする多核連環型、
県土発展を牽引 *****

方針 1 都市・地域の都市機能ネットワークの形成

…圏域の特性である段階構成による広域的連携をかたちづくるために、拠点都市の都市機能のネットワーク形成を目指します。これに合わせ、ネットワーク形成に資する交通体系の整備や生活・都市サービス体系の整備を進めます。

方針 2 拠点都市の育成

…都市機能ネットワークを形成するには、日常生活圏などで比較的高次の生活・都市サービスを担う都市の役割が重要であり、それら拠点都市の育成に取り組みます。

方針 3 水系による地域社会づくり

…環境を共有する地域社会や、良い水に恵まれた都市は発展性のある都市であるといえます。水系を軸とした地域社会づくりにより、質の高い生活環境を形成するとともに、これを産業振興へと結びつける取り組みを推進します。

(3)都市づくりの方針

拠点都市の機能拡充

都市機能ネットワークを形成する拠点都市の機能拡充を図ります。拠点都市（母都市）は生活圏における生活・都市サービスを供給する都市であり、高知市、南国市、土佐市、須崎市、本山町、佐川町、窪川町が位置づけられます。

このうち高知市、南国市は地域サービスに加え、全県レベルのサービスを担う都市としてその機能を拡充し、土佐市・須崎市・本山町・佐川町・窪川町は中心市街地の再生を図り、拠点都市として都市機能を拡充していきます。

広域道路網の整備促進

ネットワーク形成に資する道路網の整備を促進します。臨海側においては、四国横断自動車道や東部自動車道の整備を促進するとともに、内陸側では国道 439 号の機能強化を図ります。また、拠点都市間及び拠点都市へのアクセス道路となる国道・県道の機能強化やサービス水準の向上に努めます。

定住基盤（条件）整備の促進

高知市周辺地域で、人口増加を受けとめる住宅基盤の整備を進めます。過疎化が進む中山間地域では定住確保に向けて、若者や高齢者などが魅力を感じる生活環境整備に取り組みます。

自然環境の保全と活用

吉野川、仁淀川に代表される豊かな自然環境を保全し、レクリエーションや体験・学習の場として活用することにより交流人口を拡大していきます。

[嶺北地域]

吉野川の源流域として、水源を涵養し、森林資源の育成・保全に務めます。また、修学旅行での間伐体験など新しい形の林業発展にむすびつける広域交流事業や情報発信等に取り組みます。

[物部川・仁淀川流域]

物部川や仁淀川空間の良質な自然環境を保全し、都市に近接したりフレッシュ空間として活用するとともに、潤いある生活空間やのどかな農村景観の形成に努めていきます。

[四万十川流域]

シンボル性のある四万十川源流域の自然環境を保全するとともに、体験型・学習型の資源として活用を拡充することにより交流人口を拡大していきます。

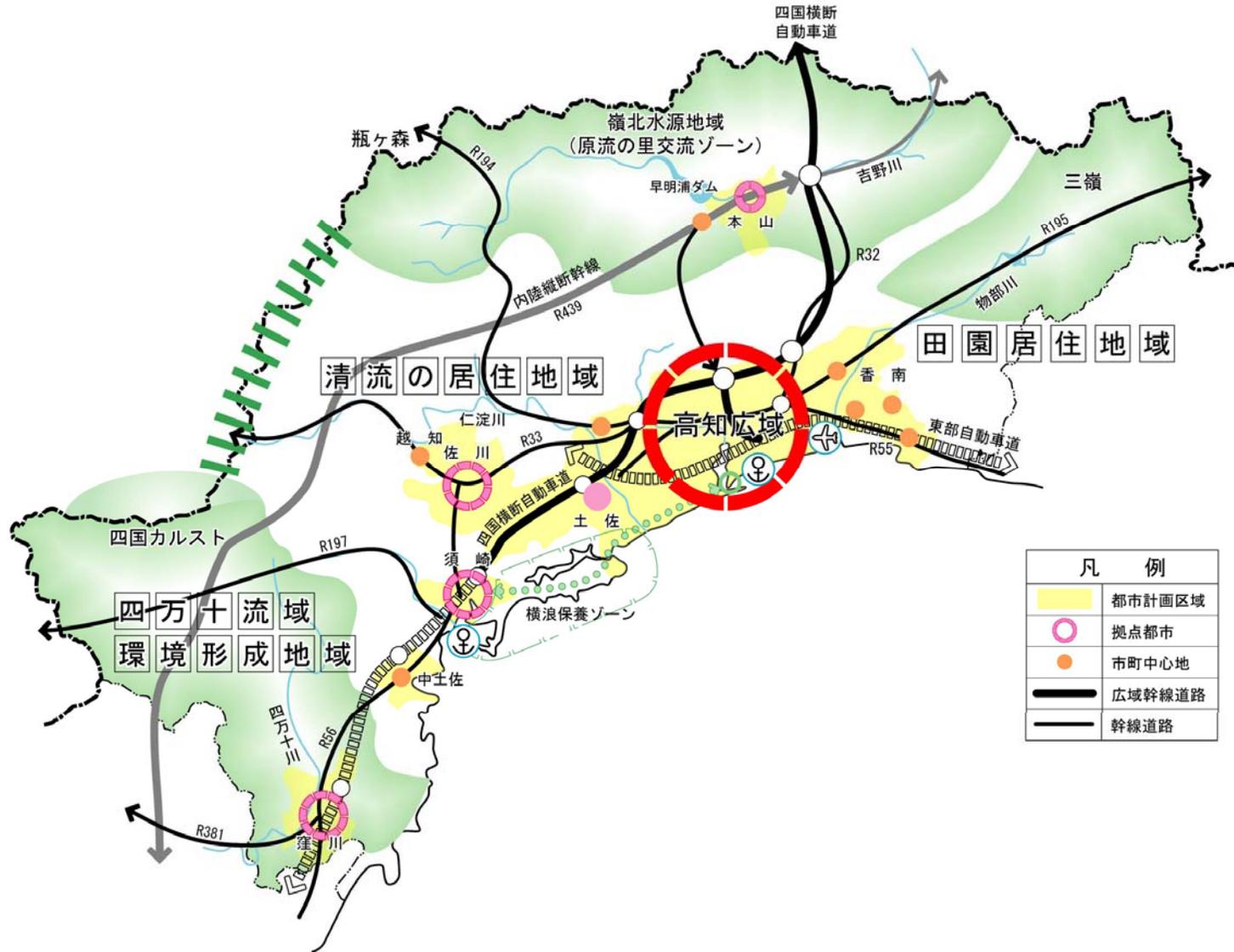
[横浪半島]

横浪半島から中土佐海岸部は保養ゾーンとしてのグレードアップを図っていきます。

営農環境の維持・保全

高知平野などのまとまった規模をもつ平野部では、無秩序な開発を抑制し、豊かな田園環境を保全します。

【都市づくりの方針図】



3. 西部広域

(1) 現況と課題

西部広域は中村・宿毛・土佐清水市の3つの都市核と、四万十川・足摺岬の2つの象徴的自然環境を持ち、古来、一条氏がもたらした京文化が浸透し、歴史的に固有の性質を持った圏域として発展してきました。

しかしながら近年は、中村市・宿毛市・大方町以外の地域で過疎化が進み、広域幹線道路整備の遅れ、住宅密集地における居住環境や防災上の問題といった都市問題も顕在化しています。

また、これまで、四万十・足摺のブランドで有名な観光地として多くの観光客を受け入れてきましたが、現状の観光は数多くの観光地点の集積として展開されるにとどまり、近年注目されるようになってきた地域の自然、街そのものの良さや個性を味わう観光はまだ不十分な状態といえます。今後は、地域産業との結合度を高める観光の振興が求められています。



(2) 圏域の将来像

西部広域における都市づくりの基本理念を次のように設定します。

***** ナマのしまんと・あしずりを感じる観光戦略、
土佐西南の磨き上げ *****

方針1 観光の振興を地域の振興のコメとして

...自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動や体験学習などによる交流人口の拡大を図るなど観光振興への活用に取り組んでいきます。

方針2 魅力ある生活環境づくりから産業振興への連携

...良好な自然環境を活かした魅力ある生活環境づくりによって定住の促進を図るとともに、観光振興や定住促進が農林漁業・商工業など産業振興へとつながる仕組みづくりを進めていきます。

方針3 “遊” から “感” へ

...“遊” はこれまでの観光振興でキーワードとした取り組みであり、“感” は近年高まりつつあるニーズをあらわします。施設観光から自然環境を体感する・味わうといった観光の振興に取り組めます。

(3)都市づくりの方針

拠点都市の機能拡充

西部圏域においては、中村市・宿毛市・土佐清水市が拠点都市（母都市）として位置づけられ、これら3市の都市機能連携をもって県西部発展の原動力としていきます。中村・宿毛市は周辺町村への生活・都市サービスを供給する都市として、土佐清水市は地理的条件から自立性を持った都市として、その都市機能の拡充を図ります。

広域道路網の整備促進

これまで、圏域として自立性を持ちながらも県中央部から離れた地理的条件が産業振興等経済活動の大きな制約となってきました。今後、国道56号バイパス（窪川～佐賀、大方改良など）や中村宿毛道路など高規格の道路整備を促進するとともに、宿毛湾港や足摺港などの港湾機能を活かした海上交通の拡充を図り、県内外と結ぶ交通条件の高度化を図っていきます。また、拠点都市間や周辺町村からのアクセス道路となる国道・県道等も整備していきます。

国道321号や441号などは海岸景観や四万十川の流域環境を味わう観光道路として、周辺の自然環境に配慮しつつ、サイクリングロードやポケットパークの整備、道路景観整備を検討していきます。

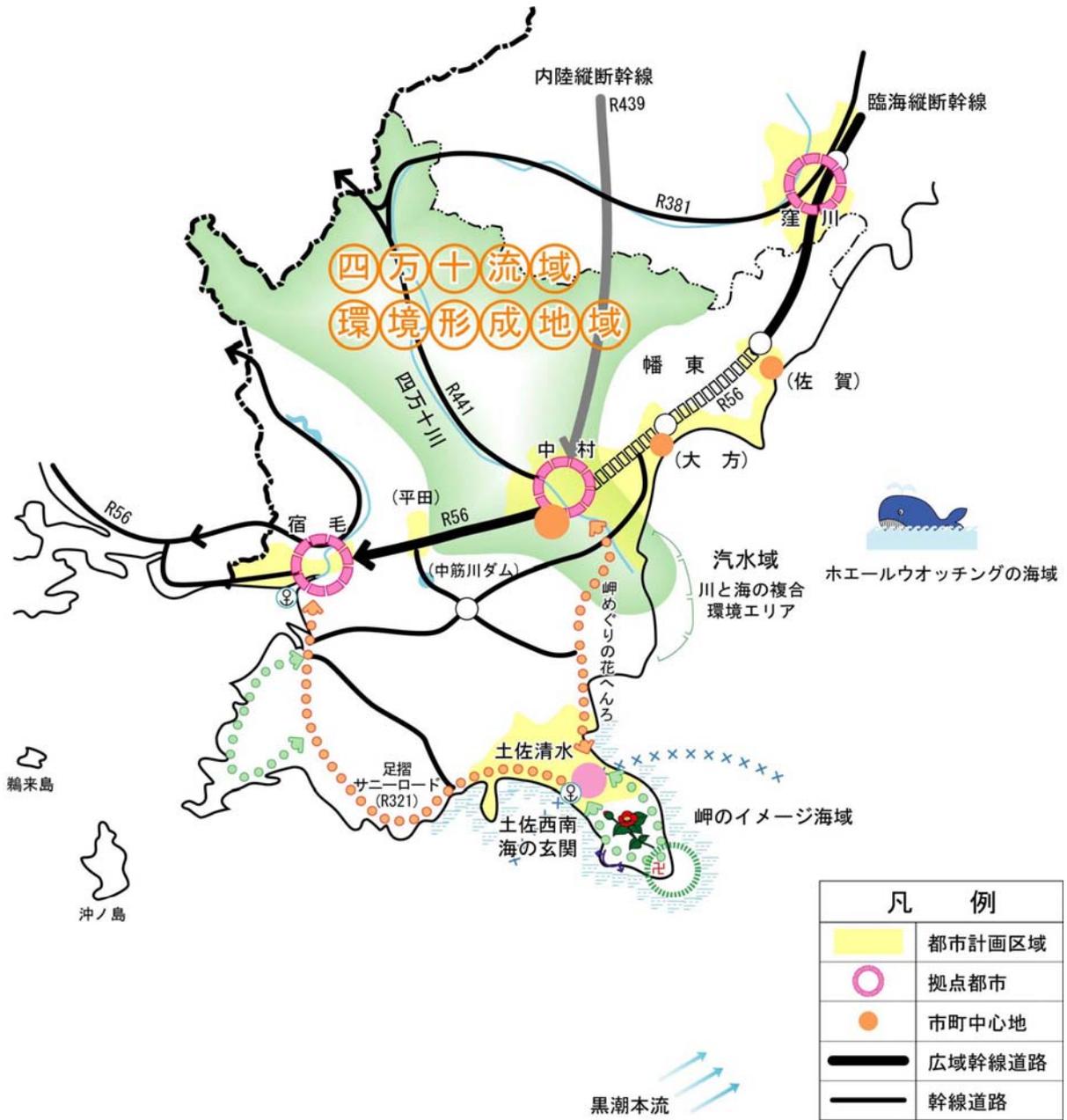
定住基盤（条件）整備の促進

“しまんと・あしずり”の自然のブランドイメージを活かし、多様なニーズに対応した住宅地の供給や、市街地・集落地における住宅密集地の改善など、定住基盤整備に取り組んでいきます。

自然環境の保全と活用

“しまんと・あしずり”ブランドの重要な要素である山・川・海を有機的につながる自然の系として保全していきます。特に四万十川流域は、自然・くらし・文化が織り込まれた地域であり、中でも河口付近（汽水域）は山～川～海をつなぐ貴重な生態系や自然の営みを有しており、新たな地域おこしの拠点として活用を図っていきます。

【都市づくりの方針図】



高知県都市計画マスタープラン

平成 16 年 3 月

高知県 土木部 都市計画課